

証券コード4641
平成31年3月6日

株 主 各 位

神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番5号
株 式 会 社 ア ル プ ス 技 研
 代表取締役社長 今 村 篤

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成31年3月26日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成31年3月27日（水曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目4番12号
アルプス技研第1ビル（※）会議室
(※) 事務管理・総合研修センターから名称変更いたしました。

3. 会議の目的事項

- 報告事項
- (1) 第38期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 - (2) 第38期（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 第2号議案 取締役7名選任の件
 第3号議案 監査役3名選任の件
 第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の継続の件

以 上

~~~~~  
 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

当日総会開始後にご出席の際には、第二会場へご案内させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://www.alpsgiken.co.jp/>）に掲載させていただきます。

## (提供書面)

# 事業報告

(平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当事業年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成30年1月1日～平成30年12月31日）におけるわが国経済は、通商問題や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意が必要なもの、企業収益の改善が継続し、総じて緩やかな回復基調となりました。

当社グループの主要顧客である大手製造業各社において、電機・半導体分野については一部弱含みも見られましたが、自動車関連分野は次世代車向けの研究開発投資が活発であり、総じて堅調に推移いたしました。

このような環境の下、当社は「チームアルプラス」というビジョンを掲げ、より結束力の高い技術者集団となることを目指しています。また、当社グループの中核である技術者派遣事業では、採用施策の強化、優秀な技術者の確保に努めました。さらに全社を挙げて、高稼働率の維持及び契約単価の向上、チーム派遣の推進等の営業施策に取組みました。以上のような施策の結果、働き方改革の影響により稼働工数は微減したものの、稼働率は高水準を維持し、稼働人数、契約単価ともに上昇いたしました。これらの技術者派遣事業における諸要因を主因として、当連結会計年度の売上高は327億81百万円（前年同期比8.3%増）、営業利益は35億86百万円（同10.7%増）となりました。また、経常利益は36億5百万円（同10.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は26億67百万円（同12.7%増）となりました。

なお、当社は平成30年7月に迎えた創業50周年を第2創業期と捉え、次世代に向けた強みを創出すべく、創業者による50周年記念の寄付金を活用し、新規事業や、知名度向上に向けた施策を推進しております。また、グループ発展の礎として、「アルプラス技研第2ビル」が同年9月に竣工し、成長分野への投資を促進するなど様々な取組みを行っております。

その一環として、同年4月に、成長産業へと向かう農業関連分野、及び人手不足が顕著となっている介護関連分野に対して、外国人材を活用した新たなモデルの人材派遣市場を創出すべく、農業・介護関連の人材派遣を行う子会社「株式会社アグリ＆ケア」を新規設立いたしました。同年8月には、国家戦略特区の農業支援外国人受入事業において、愛知県より、当社が全国初となる「特定機関基準適合通知書」を交付されました。また、農業支援外国人受入事業を行う全ての国家戦略特区（京都府、新潟市、沖縄県）においても、同様に「特定機関基準適合通知書」の交付を受けております。創業以来培ってきた高度な技術力と人材育成のノウハウを活かし、幅広い価値提供を推進いたします。

セグメント別の状況は以下のとおりであります。

#### ア. アウトソーシングサービス事業

当社の主要事業であるアウトソーシングサービス事業では、技術者派遣を中心に、技術プロジェクトの受託、事務派遣、職業紹介等も行っております。

アウトソーシングサービス事業におきましては、グループ全体での優秀な人材の確保、契約単価の改善を柱とした、採用及び営業施策に注力した結果、稼働人数は増加し、契約単価も上昇いたしました。その結果、当連結会計年度における売上高は313億97百万円（同9.2%増）、営業利益は34億60百万円（同8.4%増）となりました。

#### イ. グローバル事業

グローバル事業では、海外における日系企業等に対するプラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービスを行っております。

グローバル事業におきましては、採算を重視した営業・受注活動に注力しましたが、当連結会計年度における売上高は13億83百万円（同8.7%減）となりました。一方、営業利益は前期に比べ一部案件の原価が抑制された結果、1億23百万円（同181.6%増）となりました。

#### ② 設備投資の状況

当連結会計年度において、当社グループが実施した設備投資額は9億11百万円であり、その主な内容は、当社の自社ビル及び保養所の建築費用、新人事給与システム導入費用、ITインフラ更新費用、社用車購入費用であります。

#### ③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、新株式発行及び社債発行等の資金調達は行っておりません。

#### ④ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当事項はありません。

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区分                   | 第35期<br>(平成27年12月期) | 第36期<br>(平成28年12月期) | 第37期<br>(平成29年12月期) | 第38期<br>(当連結会計年度)<br>(平成30年12月期) |
|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上高(百万円)             | 22,723              | 26,743              | 30,260              | 32,781                           |
| 経常利益(百万円)            | 2,223               | 2,949               | 3,275               | 3,605                            |
| 親会社株主に帰属する当期純利益(百万円) | 1,446               | 1,988               | 2,367               | 2,667                            |
| 1株当たり当期純利益           | 141円59銭             | 194円55銭             | 115円81銭             | 136円48銭                          |
| 総資産額(百万円)            | 14,557              | 16,458              | 18,435              | 17,341                           |
| 純資産額(百万円)            | 9,632               | 10,843              | 12,295              | 10,613                           |
| 1株当たり純資産額            | 941円21銭             | 1,059円42銭           | 600円63銭             | 557円19銭                          |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 第38期(当連結会計年度)の概況については、前記「1. 企業集団の現況 (1)当事業年度の事業の状況 ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。
3. 当社は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合をもって株式分割を行っておりますが、第37期(平成29年12月期)の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

## (3) 重要な親会社及び子会社の状況

### ① 親会社の状況

該当事項はありません。

### ② 子会社の状況

| 会社名                             | 資本金          | 議決権比率      | 所在地          | 主要な事業内容                               |
|---------------------------------|--------------|------------|--------------|---------------------------------------|
| ㈱アルプスビジネスサービス                   | 100<br>百万円   | %<br>100.0 | 神奈川県<br>相模原市 | 一般労働者派遣事業、社員教育事業、損害保険の代理業、人材紹介業       |
| ㈱パナR&D                          | 310<br>百万円   | 100.0      | 東京都<br>渋谷区   | 技術者派遣事業、設計開発の請負                       |
| ㈱アグリ&ケア                         | 100<br>百万円   | 100.0      | 神奈川県<br>相模原市 | 農業、介護分野の派遣・請負事業                       |
| ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.       | 40<br>百万台湾ドル | 95.0       | 台湾<br>台北市    | 各種プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス |
| ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA) | 105<br>百万円   | 100.0      | 中国<br>上海市    | 各種プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス |

- (注) 1. 当社は、平成30年4月2日付で㈱アグリ&ケアを設立いたしました。

2. 当事業年度において特定完全子会社はありません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループは無期雇用型技術者派遣事業をコアとしており、採用・教育・営業の仕組みを抜本的に変革し、高度技術者集団としてのブランドの確立を図るため、「多様な採用体制の構築」、「市場変化を先取りした営業展開」、「未来思考・独創型の人材育成を目指す教育研修」、「第2創業期における経営基盤の強化」の諸施策を推進することにより、顧客の量的・質的ご要望にお応えするとともに、技術者と顧客の最適な組み合わせによる高付加価値サービスの提供により、企業価値の向上を持続させていくことが重要な課題と認識しております。また、農業や介護関連分野においても既存事業とのシナジーを強化することで、さらなる事業拡大を目指してまいります。

当社グループが対処すべき主要な経営課題は、以下のとおりであります。

##### ① 採用の強化

当社グループの主要事業である技術者派遣事業においては、顧客からの即戦力かつ高度技術を有する人材の要請が高まっていることから、中途入社社員数の増大や、優秀な新卒社員の獲得に向けた積極的な採用活動の展開を図ってまいります。また、全役職員一体となり採用連携を強化し、全国での採用活動を活発化させるとともに、多様な採用チャネルを構築してまいります。

##### ② 技術力の強化

当社グループでは、技術者が高い志をもって、自らの技術力を向上させることが企業価値の源泉であるとの思いの下、創業以来、技術者教育には特に力を入れてまいりました。この考えは今後も変わることなく、引き続き高度な技術力と、顧客から信頼される人間力を兼ね備えた社員の育成に努めてまいります。

なかでも、顧客ニーズに特化したカスタマイズ研修、技術者の長期キャリア形成を目的とした、シニア人材を含む年代別キャリア開発研修、次代を担う若手人材向けのマネジメント研修等に取組んでまいります。

さらに、積極的に「チーム派遣」を推進するためには、高度な技術力を有するに留まらず、工程管理やマネジメントにも長けた、いわゆる「チームリーダー」を育成すべく、リーダー養成の研修を実施し、市場価値の高い高度技術者を養成してまいります。

また、座学の研修に留まらず、ものづくりの現場に携わることも、技術者、とりわけ若手の社員にとっては実践的な技術力を身につけるために必要な経験であるとの認識から、引き続きOJTの場を多く設けるとともに、アルプスロボットコンテストや新入社員の技術発表会等により、「ものづくり」の技術力を高めてまいります。

### ③ 営業力の強化

当社グループの主要顧客である自動車、半導体、電機メーカーなど大手製造業各社においては、国際競争力強化の必要性から、今後も引き続き、開発設計部門における効率化の流れは継続するものと思われます。その影響により、複数名の技術者をまとめて派遣する「チーム派遣」や、開発工程の一定部分を受託する「プロジェクト受注」への要請は一層の高まりをみせております。このような環境変化に対応すべく、営業部門の強化、拠点体制の見直し、営業と技術者との連携強化を図ることで、「チーム派遣」や「プロジェクト受注」等を積極的に開拓してまいります。

さらに、医療・電子部品を始めとする成長分野における需要が拡大していることから、マーケティング機能を強化し、当該分野の案件獲得を図ってまいります。また、「チームアルプス」というビジョンの下、営業担当者のみならず、技術者自身も顧客ニーズへの迅速な対応と付加価値の高いサービス提供を行うことで、高水準の契約単価を実現させることにも注力してまいります。

### ④ 国際化への対応、グループ戦略

中国を始めとするアジア圏における高度経済成長を睨み、上海と台湾に現地法人を構え、製造業各社に対するエンジニアリング事業(生産ライン等の据付工事請負業務)を台湾のみならず中国全土に展開しております。

さらに、現地における人材確保等、当社グループの有する強みを活かし、国内グループ各社と海外現地法人とが緊密な連携を図ることで、製造業各社の中国戦略にも積極的に対応してまいります。

また、加速化するグローバル競争の中で、技術アウトソーシング企業としてのプレゼンスを高めるため、平成27年4月に設立したヤンゴン支店（ミャンマー）を軸に、引き続き東南アジアにおける多角的な人材ビジネスを検討いたします。

平成30年4月には、農業・介護関連の人材派遣を行う子会社「株アグリ＆ケア」を設立いたしました。成長産業へと向かう農業関連分野や、人手不足が顕著な介護関連分野に対し、外国人材を活用した新たなモデルの人材派遣市場を創出いたします。

## ⑤ コンプライアンス及びCSR（企業の社会的責任）への取組み

当社グループでは従来「企業倫理憲章」を始めとした社内ルールを制定するとともに、法令・社会倫理規範遵守のための社内体制を整備し、コンプライアンス教育を徹底してまいりました。コンプライアンスは経営の重要課題の一つと認識し、今後も引き続き取組んでまいります。

また、当社は企業市民として環境経営の推進や、財団、NPO法人を通じて起業家育成・教育・コミュニティ活動等の社会貢献活動を支援してまいります。

## ⑥ 労働者派遣法の改正について

平成27年9月30日に改正労働者派遣法が施行され、派遣業界全体の健全化や派遣労働者のキャリアアップに資する研修の実施等が求められることになりました。改正内容は、「無期雇用型技術者派遣」に対して何ら規制強化となるものではありません。他方、当社グループの主要顧客である大手製造業各社における外部人材活用の必要性はなお一層の高まりをみせていることから、当社グループは、法改正をビジネスチャンスと捉え、引き続き顧客とのパートナーシップを強化してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申しあげます。

(5) 主要な事業内容（平成30年12月31日現在）

| 区分                 | 事業内容                                                                                      |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------|
| アウトソーシング<br>サービス事業 | 機械・電気・情報処理設計等の設計技術者の派遣並びに技術プロジェクトの受託<br>CADオペレーション、オフィスサポート等の人材派遣並びに受託<br>農業、介護分野の派遣・請負事業 |
| グローバル事業            | プラント設備、機械・設備機器等の据付及びメンテナンス並びに人材サービス                                                       |

(6) 主要な事業所及び工場（平成30年12月31日現在）

① 当社の主な事業所

|             |                                                                                            |
|-------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 本社          | 横浜市西区                                                                                      |
| アルプラス技研第1ビル | 事務管理・総合研修センター（相模原市緑区）                                                                      |
| アルプラス技研第2ビル | 研修センター（相模原市緑区）                                                                             |
| 事業部         | 北日本事業部（仙台市太白区）<br>北関東事業部（さいたま市大宮区）<br>南関東事業部（東京都千代田区）<br>中日本事業部（名古屋市中村区）<br>西日本事業部（大阪市中央区） |
| 工場          | 蓼科テクノパーク（長野県茅野市）<br>宇都宮テクノパーク（栃木県矢板市）                                                      |

② 重要な子会社の主な事業所

前記「(3)重要な親会社及び子会社の状況 ②子会社の状況」に記載のとおりであります。

(7) 使用人の状況（平成30年12月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

| 事業区分           | 使用人數          |
|----------------|---------------|
| アウトソーシングサービス事業 | 4,283名 [119名] |
| グローバル事業        | 200名 [-名]     |
| 合計             | 4,483名 [119名] |

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

なお、在外連結子会社等の使用人数につきましては、当該会社の決算日現在の人数を記載しております。

② 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数      | 前 事 業 年 度 末 比 増 減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|--------------|-------------------|---------|-------------|
| 3,679名 [85名] | 311名増 [15名増]      | 35.1歳   | 8.1年        |

(注) 使用人数は、就業人員であり、臨時雇用者数は〔 〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成30年12月31日現在）

| 借 入 先                 | 借 入 額         |
|-----------------------|---------------|
| 株 式 会 社 横 浜 銀 行       | 千円<br>200,000 |
| 株 式 会 社 東 邦 銀 行       | 140,000       |
| 株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行 | 110,000       |
| 株 式 会 社 八 十 二 銀 行     | 100,000       |
| 株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行   | 100,000       |
| 株 式 会 社 み ず ほ 銀 行     | 50,000        |

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 株式の状況 (平成30年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 39,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 22,496,978株
- (3) 株主数 7,084名
- (4) 大株主の状況(上位10名)

| 株主名                            | 持株数       | 持株比率 |
|--------------------------------|-----------|------|
|                                | 株         | %    |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口)  | 1,094,300 | 5.75 |
| アルプラス技研従業員持株会                  | 1,024,456 | 5.38 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社<br>(信託口)    | 1,021,200 | 5.37 |
| 公益財団法人とかち財団                    | 680,000   | 3.57 |
| 株式会社東邦銀行                       | 669,936   | 3.52 |
| 株式会社横浜銀行                       | 659,916   | 3.47 |
| 松井利夫                           | 659,626   | 3.46 |
| 株式会社八十二銀行                      | 347,646   | 1.82 |
| 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社<br>(信託口5) | 328,500   | 1.72 |
| 田子悦郎                           | 266,000   | 1.39 |

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,483,523株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。また、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

### 3. 新株予約権等の状況

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 4. 会社役員の状況

### (1) 取締役及び監査役の状況（平成30年12月31日現在）

| 会社における地位 | 氏 名   | 担当及び重要な兼職の状況                                                         |
|----------|-------|----------------------------------------------------------------------|
| 取締役会長    | 松井利夫  |                                                                      |
| 代表取締役社長  | 今村篤   | ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD. 董事長<br>ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA) 董事長 |
| 常務取締役    | 渡邊信之  | 人事部長                                                                 |
| 取締役      | 野田浩   | 経営企画部長                                                               |
| 取締役      | 田辺恵一郎 | 東京鋼鐵工業株代表取締役社長                                                       |
| 取締役      | 野坂英吾  | ㈱トレジャー・ファクトリー代表取締役社長                                                 |
| 取締役      | 吳雅俊   | ㈱TNPパートナーズ代表取締役社長                                                    |
| 常勤監査役    | 岡部博   |                                                                      |
| 監査役      | 賀谷浩志  | 賀谷浩志公認会計士事務所代表                                                       |
| 監査役      | 加藤勝男  | 東邦信用保証㈱代表取締役社長                                                       |

- (注) 1. 取締役田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び吳雅俊氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役賀谷浩志氏及び加藤勝男氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。なお、賀谷浩志氏は財務及び会計に関する専門的な知見を有しております。
3. 当社は、取締役田辺恵一郎氏及び監査役賀谷浩志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 平成30年3月28日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって、監査役松田壯吾氏及び監査役原田恒敏氏は、辞任により退任いたしました。

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等

| 区分         | 分  | 支給人員          | 支給額               |
|------------|----|---------------|-------------------|
| 取(うち)社外取締役 | 締役 | 名<br>8<br>(4) | 百万円<br>118<br>(7) |
| 監(うち)社外監査役 | 役  | 5<br>(4)      | 12<br>(6)         |
| 合          | 計  | 13            | 130               |

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成30年3月28日開催の第37回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度導入に伴い、取締役の報酬総額3億円以内の枠内で、固定報酬2億円以内、業績連動報酬50百万円以内、株式報酬支給のため付与する金銭報酬債権の額を50百万円以内とすることについて決議いただきました。

### (1) 業績連動報酬

取締役の業績連動報酬は、「親会社株主に帰属する当期純利益」を業績評価指標として総額を算出し、連結実績確定後、「親会社株主に帰属する当期純利益」の実績に応じて算出した支給率(月数)を各取締役の月額報酬に乗じた額を業績連動報酬として支給しております。なお、上記取締役報酬の総額には、当事業年度に係る業績連動報酬20百万円が含まれております。

### (2) 譲渡制限付株式報酬

対象取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の普通株式を付与するための金銭報酬債権の額を年額50百万円以内とし、本株式報酬の具体的な支給時期及び支給額については、取締役会にて決定いたします。なお、上記取締役報酬の総額には、当事業年度に係る譲渡制限付株式報酬費用計上額(対象取締役3名)9百万円が含まれております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成18年3月24日開催の第25回定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。
3. 取締役及び監査役の支給人員には、平成30年3月28日開催の定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任した取締役1名及び辞任により退任した監査役2名を含んでおります。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

| 会社における地位  | 氏 名     | 重 要 な 兼 職 状 況            | 当 社 と の 関 係    |
|-----------|---------|--------------------------|----------------|
| 社 外 取 締 役 | 田 辺 恵一郎 | 東京鋼鐵工業株代表取締役社長           | 特別の利害関係はありません。 |
| 社 外 取 締 役 | 野 坂 英 吾 | ㈱トレジャー・ファクトリー<br>代表取締役社長 | 特別の利害関係はありません。 |
| 社 外 取 締 役 | 吳 雅 俊   | ㈱TNPパートナーズ<br>代表取締役社長    | 特別の利害関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 賀 谷 浩 志 | 賀谷浩志公認会計士事務所代表           | 特別の利害関係はありません。 |
| 社 外 監 査 役 | 加 藤 勝 男 | 東邦信用保証㈱代表取締役社長           | 特別の利害関係はありません。 |

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名                 | 出席状況                                             | 主な活動状況                                                                                                                                                        |
|--------------------|--------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 田 辺 恵一郎<br>(社外取締役) | 取 締 役 会<br>1 0 0 . 0 %                           | 当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、独立役員として取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。                                                  |
| 野 坂 英 吾<br>(社外取締役) | 取 締 役 会<br>1 0 0 . 0 %                           | 当事業年度に開催された取締役会7回すべて出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。                                                         |
| 吳 雅 俊<br>(社外取締役)   | 取 締 役 会<br>1 0 0 . 0 %                           | 平成30年3月に取締役に就任し、以後、開催された取締役会5回すべて出席いたしました。企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しており、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。                                            |
| 賀 谷 浩 志<br>(社外監査役) | 取 締 役 会<br>1 0 0 . 0 %<br>監 査 役 会<br>1 0 0 . 0 % | 平成30年3月に監査役に就任し、以後、開催された取締役会5回すべて出席いたしました。財務及び会計に関する専門的な知識を有し独立役員として、取締役会において意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会については5回すべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。 |
| 加 藤 勝 男<br>(社外監査役) | 取 締 役 会<br>1 0 0 . 0 %<br>監 査 役 会<br>1 0 0 . 0 % | 平成30年3月に監査役に就任し、以後、開催された取締役会5回すべて出席いたしました。金融機関等における長年の経験及び見識を有しており、取締役会の意思決定にあたり、妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言を行っております。また、監査役会については5回すべて出席し、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。  |

## 5. 会計監査人の状況

- (1) 名称 有限責任監査法人トーマツ  
 (2) 報酬等の額

|                                     | 支 払 額     |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 百万円<br>28 |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 28        |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。  
 2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

### (3) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合又は会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、会計監査人の解任又は不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

## 6. 業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)は、コンプライアンスの実効性を確保するために制定した「アルプラス技研 企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である行動規範大綱を遵守する。なお、当社取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「企業集団の業務の適正を確保する体制」を整備するために、内部統制委員会を設置し、内部統制基本方針について不断の見直しによって改善・充実を図り、効率的で適正な業務執行体制の整備に努める。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保について適切に取組むものとする。

### (1) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ① 取締役会その他重要な会議の意思決定に関する情報、代表取締役社長等の決裁する情報並びに財務・コンプライアンス・リスク管理に関する情報を記録・保存・管理し、取締役及び監査役等必要な関係者が閲覧できる体制の整備に努める。
- ② 法令及び文書取扱規程等に基づき、各々の担当職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体に記録したうえ、適切に保存し管理する。

### (2) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会を設置し、当社グループの業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理を行い、定期的に取締役会に報告する。なお、リスク管理規程をグループ共通の規程とし、リスク管理の意識及び実効性の向上に努める。
- ② リスクを主管する当社グループの各部署の責任者は、業績・財務状況に影響を及ぼすおそれのあるリスクが認められた場合は、速やかにリスク管理委員会委員長に報告するとともに、分析・評価・ヘッジ等の対策を行い、当社はグループのリスク管理を統括管理する。
- ③ 当社の経営危機管理規程に定める、グループ経営に重大な影響を及ぼす事態が発生したとき、または発生のおそれが予想される場合には、当社社長を本部長とした対策本部を設置する。

### (3) 当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、定例の取締役会及び必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。

- ② 当社グループは取締役会規程、職務権限規程、業務分掌等の規程を整備し、組織の役割、権限・責任の明確化を図り、業務の効率化に努める。
  - ③ 関係会社管理規程に基づいて、子会社の重要な職務執行について当社取締役会の事前承認を必要とし、責任と権限の明確化を図る。
  - ④ 当社グループの企業理念、経営計画、事業運営状況等の経営情報を適切に開示するため、ディスクロージャー委員会を設置し、開示の透明性・公平性に努める。
  - ⑤ 稟議書・勤怠管理等ITシステムを積極的に活用し、業務の効率化・情報の共有化等を推進する。
- (4) 当社及び子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は、グループ全体へのコンプライアンス活動の推進及びグループに係る諸問題に対し早期対応策・事前防止策を図るため、コンプライアンス委員会を設置しており、法令遵守・企業倫理の意識をグループ全体に浸透させることを目的にコンプライアンス教育をグループ各社に拡大し、行動規範ケースブックを全員に配布する。
  - ② 当社グループの取締役は、職務が法令及び定款に適合することを遵守することを誓約するため、就任時に誓約書を当社の社長あて、提出する。
  - ③ 業務部門から独立した監査室は、監査役と連携を図り、定期的に子会社を含めたグループ全体の内部監査を実施し、その結果を被監査部門にフィードバックするとともに代表取締役及び監査役に適宜報告する。
  - ④ 法令及び倫理上疑義がある行為等について、当社グループの取締役及び社員が直接情報提供を行う手段として、社内窓口及び外部専門機関の「ヘルプネット・社外窓口」を設置している。なお、通報者の希望により匿名性を保証するとともに通報者に不利益がないことを確保する体制を整備する。
  - ⑤ 海外の子会社については、当該国の法令等を遵守するとともに、可能な範囲で本基本方針に準じた体制を整備する。
- (5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① 当社取締役、常勤監査役及びグループ会社の代表取締役等を構成メンバーとしたグループ連絡会議を開催し、グループ各社の年度計画の策定・進捗状況の報告を行い、グループの迅速な意思決定と適正な業務執行の確保に努める。

- ② 当社はグループ会社の経営の自立を図るため、収益力の強化・事業の拡大を推進し、事業内容の定期的な報告を受け重要な案件についての事前承認を行う。
- ③ グループ会社は内部統制を担当する部署を定め、当社と連携して内部統制システムの構築及び実効性を図り、当社はグループ会社の経営の企業活動におけるリスク管理体制を確立する。
- ④ 監査役、会計監査人及び監査室は連携し、企業集団の連結経営の有効性、効率性等を確保するための監査体制を維持する。
- ⑤ 当社が定める関係会社管理規程に基づいて、子会社の経営成績、財務状況その他の情報について、当社へ定期的に報告する体制及び、重要な事象が発生した場合には、当社に報告する体制を構築する。
- (6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人の独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき社員として、必要に応じ監査役の業務補助のため監査役スタッフを置くことができるものとし、配置する場合は、当該社員の独立性を確保するため、監査役が指示した補助業務については取締役の指揮命令権は及ばないものとともに、任命、人事異動等人事権に関する事項の決定について、監査役会の事前の同意を得るものとする。

- (7) 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
  - ① 取締役は、取締役会等の重要な会議において隨時その担当する業務の執行状況の報告を行う。
  - ② 当社グループの取締役及び社員は、当社監査役から業務執行に関して、報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。
  - ③ 当社グループの取締役及び社員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実については、これを発見次第、直ちに当社の監査役または監査役会に対して報告を行う。
  - ④ 当社監査室、総務部、経営企画部は、定期的に当社監査役に対する報告を実施し、当社グループにおける内部監査、コンプライアンス、リスク管理等の現状を報告する。
  - ⑤ 当社の内部通報制度の担当部署である総務部は、当社グループの取締役及び社員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役へ報告する。

- (8) 監査役へ報告した者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ① 当社は、当社グループの監査役へ報告を行った取締役及び社員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループへ周知徹底を図る。
  - ② 通報制度において、当社グループの取締役及び社員が当社監査役に対して直接通報を行うことができるることを定めるとともに、当該通報したことによる不利益な取扱いの禁止を明記する。
- (9) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。
  - ② 監査役は、取締役会及び重要な会議等に出席する。また、稟議書等に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人にその説明を求める。
  - ③ 監査役は、会計監査人から会計監査内容について報告を受けるとともに、子会社監査との定期的な情報交換などの連携を図る。
  - ④ 当社は、監査役の職務執行に見込まれる予算を毎期計上し、また、職務執行で生ずる費用の前払いまたは支出した費用の弁済処理を速やかに処理する。
- (10) 財務報告の信頼性を確保するための体制
- 当社グループは、金融商品取引法その他関係法令に基づき、内部統制が有効かつ適切に行われる体制整備及び運用する体制を構築し、会計監査との連携を図り、財務報告の信頼性を確保する。
- (11) 反社会的勢力排除に向けた体制
- ① 当社グループは、社会秩序や健全な企業活動を阻害する反社会的勢力及びその団体、個人には毅然たる態度で臨み、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当要求には一切応じないものとする。
  - ② 警察、弁護士等の外部専門機関と緊密に連携し組織的対応を図る。

## 7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社及び子会社(以下「当社グループ」という。)は、コンプライアンスの実効性を確保するためには制定した「アルプラス技研 企業倫理憲章」を規範として、役員及び社員は社会的・倫理的責任を自覚し、法令・定款及び具体的な指針である「行動規範大綱」を遵守します。なお、当社取締役会は、内部統制の実施状況を監督するとともに、「企業集団の業務の適正を確保する体制」を整備するために、効率的で適正な業務執行体制の整備に努めています。

なお、当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりであります。

### (1) 取締役の職務執行の適正及び効率性を確保するための体制

当社の取締役会は、社外取締役を含む取締役と社外監査役を含む監査役で構成され、経営の基本方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を十分に議論した上で決定し、取締役の業務の執行状況の監督を行っております。

また、当社グループのコンプライアンス活動の推進及び業績・財務状況に影響を及ぼすリスクの適切な管理等を行うため委員会を設置しており、同委員会の活動状況について、取締役会に報告されております。

### (2) 企業集団の業務の適正を確保するための体制

グループ会社の迅速な意思決定と適正な業務を確保するためグループ連絡会議を定期的に開催し、必要に応じて助言・指導を行い、適切なグループ経営に努めています。また、関係会社管理規程に基づき、業績・財務状況等重要な事項について、当社に報告されております。

### (3) 監査役の監査が実効的に行われるることを確保するための体制

監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、会計監査人から会計監査内容の報告を受けるとともに、子会社監査役との定期的な情報交換などの連携を図り、監査上の重要課題について意見交換を行い、監査役監査の実効性の確保に努めています。

また、当社グループの取締役及び社員は当社監査役から業務執行に関して、報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行っております。

## 8. 会社の支配に関する基本方針

当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、次のとおりであります。

当社は、平成28年2月15日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の継続を決定し、平成28年3月28日開催の当社第35回定時株主総会において、当社の企業価値の向上、株主共同の利益確保・向上のための取組みとして、当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについて、株主の皆様のご承認をいただきました。

### (1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として成長を継続し、企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものと考えております。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は本プランを導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

### (2) 基本方針の実現に資する取組み

#### ① 企業価値向上のための取組み

当社は、昭和43年の創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人との心のつながりが基本であるとの意味をこめた「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

当社グループは、平成30年7月に新たな5ヵ年計画として「新産業革命時代に向けた経営資源の再投資」をテーマに掲げております。具体的には、アウトソーシング市場における持続可能な競争優位性の創出、投資の拡大による成長の加速と収益基盤の強化、事業環境の変化に対応した人材育成と組織の最適化に資する取り組みを、着実に実行してまいります。

ア. 新産業革命時代に向けた経営資源の再投資に関する取組み

- ・ アウトソーシング市場における持続可能な競争優位性の創出

当社グループの持続的発展を目的として、各社の事業ドメインを再構築し、グループのスケールメリットを最大化した高付加価値のアウトソーシングサービスを展開してまいります。強みを発揮できる領域に各社の経営資源を集中させることで、他社との競争優位性を築き、際立った企業ブランドを構築してまいります。また、成長産業へと向かう農業関連分野及び人材不足が顕著となっている介護関連分野に対して、新たなモデルのアウトソーシング市場を創出してまいります。

- ・ 投資の拡大による成長の加速と収益基盤の強化

アライアンス、M&Aによる経営資源の連携・結合により、技術サービス事業、人材サービス事業の領域を国内外において拡大してまいります。さらに、次世代のイノベーションを引き起こす可能性のある中小・ベンチャー企業・大学との連携を推進し、当社グループの事業ポートフォリオ拡大にも挑んでまいります。

- ・ 事業環境の変化に対応した人材育成と組織の最適化

新たな取組みを効率的かつ迅速に遂行することを目的として、社内組織の最適化を図ってまいります。ITによる高水準の業務効率化にも取組み、知的機動力の高い組織づくりに挑んでまいります。同時に、ミドルの育成と共に多様な人材が活躍するダイバーシティ企業を目指してまいります。また、教育研修事業の拡大・強化を目的として教育研修機能を再編し、これまで培ってきた豊富なノウハウを広く社会に還元し、将来、産業界の発展に寄与する人材の育成に取組んでまいります。

イ. コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の最重要課題の一つとして位置づけております。このため、取締役会の運営においては、社外取締役を選任し経営の透明性・公正性及び効率性を確保することを基本としております。

当社は監査役会設置会社として、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じ内部管理体制の強化に努め、企業倫理憲章及び行動規範大綱に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

- ② 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、平成28年3月28日開催の第35回定時株主総会において、株主の皆様のご承認を得て、当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）として買収防衛策を継続いたしました。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付または公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。当社取締役会の決議により設置する独立委員会は、外部専門家等の助言を得て、買付内容の評価・検討、株主の皆様への情報開示と取締役会が提案した代替案の開示・検証、必要に応じて買付者との交渉等を行います。買付者が本プランの手続きを遵守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると独立委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役会に勧告いたします。また、独立委員会は新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して株主総会を招集し、新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告することができるものといたします。

なお、独立委員会が対抗策の発動について、相当でないと判断した場合は、取締役会に対して、不発動の勧告をいたします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重して新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。なお、独立委員会から、株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で株主総会を開催できるように、速やかに株主総会を招集し、新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものといたします。

当社取締役会は、上記決議を行った場合、速やかに当該決議の内容その他の事項について、情報開示を行います。

本プランが発動されることとなった場合、当社は買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び当社が当該買付者以外の者から当社株式1株と引き換えに新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された新株予約権をその時点の全ての株主様に対して無償割当いたします。

- (3) 当社の導入した買収防衛策は、基本方針に沿うものであり、当社の企業価値または株主共同の利益を損なうものでなく、当社役員の地位の維持を目的とするものでないこと

当社取締役会は、以下の理由から、本プランが当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

① 株主意思の反映

本プランは、平成28年3月28日開催の当社第35回定時株主総会において承認されております。また、本プランの有効期間（3年）満了前であっても、当社取締役会の決議によって本プランを廃止することができます。当社取締役の任期は1年とされていることから、取締役の選任議案を通じても、1年ごとに株主の皆様のご意思が反映されます。

② 独立性の高い社外監査役及び有識者の判断の重視

当社の取締役会を監督する立場にある社外監査役及び有識者を含めて独立委員会を構成することにより、当社の経営陣の恣意的判断を排し、その客觀性、合理性を担保すると同時に独立委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

③ 本プラン発動のための合理的な客觀的要件の設定

本プランは、あらかじめ定められた合理的な客觀的要件が充足されなければ、発動されないように設定されており、これらの客觀的要件は本プランにおける当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と内容的に一致させております。これにより、当社の取締役の地位の維持を目的とするものではありません。

# 連結貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位：千円)

| 資産の部            |                   | 負債の部           |                   |
|-----------------|-------------------|----------------|-------------------|
| 科目              | 金額                | 科目             | 金額                |
| <b>流動資産</b>     | <b>11,808,620</b> | <b>流動負債</b>    | <b>6,420,294</b>  |
| 現金及び預金          | 5,902,923         | 支払手形及び買掛金      | 110,180           |
| 受取手形及び売掛け金      | 4,630,481         | 短期借入金          | 700,000           |
| 有価証券            | 1,302             | 未払法人税等         | 736,342           |
| 仕掛け品            | 341,584           | 未払消費税等         | 456,023           |
| 原材料及び貯蔵品        | 984               | 未払金            | 1,576,361         |
| 繰延税金資産          | 554,789           | 賞与引当金          | 1,336,104         |
| その他の            | 378,486           | 役員賞与引当金        | 25,820            |
| 貸倒引当金           | △1,930            | 繰延税金負債         | 2,188             |
| <b>固定資産</b>     | <b>5,532,801</b>  | その他の           | 1,477,272         |
| <b>有形固定資産</b>   | <b>3,294,684</b>  | <b>固定負債</b>    | <b>307,510</b>    |
| 建物及び構築物         | 1,743,068         | 退職給付に係る負債      | 220,062           |
| 機械装置及び運搬具       | 9,584             | その他の           | 87,447            |
| 土地              | 1,457,135         | <b>負債合計</b>    | <b>6,727,805</b>  |
| その他の            | 84,895            | <b>純資産の部</b>   |                   |
| <b>無形固定資産</b>   | <b>493,850</b>    | <b>株主資本</b>    | <b>10,344,375</b> |
| のれん             | 335,704           | 資本金            | 2,347,163         |
| その他の            | 158,145           | 資本剰余金          | 3,035,196         |
| <b>投資その他の資産</b> | <b>1,744,266</b>  | 利益剰余金          | 8,962,864         |
| 投資有価証券          | 986,453           | 自己株式           | △4,000,849        |
| 繰延税金資産          | 58,967            | その他の包括利益累計額    | 249,675           |
| 賃貸固定資産          | 102,813           | その他有価証券評価差額金   | 230,928           |
| その他の            | 596,032           | 為替換算調整勘定       | 18,746            |
| <b>資産合計</b>     | <b>17,341,421</b> | <b>非支配株主持分</b> | <b>19,565</b>     |
|                 |                   | <b>純資産合計</b>   | <b>10,613,616</b> |
|                 |                   | <b>負債純資産合計</b> | <b>17,341,421</b> |

## 連結損益計算書

（平成30年1月1日から  
平成30年12月31日まで）

(単位：千円)

## 連結株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から)  
(平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

|                           | 株 主 資 本   |           |            |            |             |
|---------------------------|-----------|-----------|------------|------------|-------------|
|                           | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式    | 株 主 資 本 合 計 |
| 当 期 首 残 高                 | 2,347,163 | 2,785,329 | 7,684,179  | △1,027,763 | 11,788,908  |
| 連結会計年度中の変動額               |           |           |            |            |             |
| 剩 余 金 の 配 当               |           |           | △1,388,808 |            | △1,388,808  |
| 親会社株主に帰属する当 期 純 利 益       |           |           | 2,667,494  |            | 2,667,494   |
| 自 己 株 式 の 取 得             |           |           |            | △3,174,823 | △3,174,823  |
| 自 己 株 式 の 処 分             |           | 249,867   |            | 201,737    | 451,605     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) |           |           |            |            |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | —         | 249,867   | 1,278,685  | △2,973,085 | △1,444,533  |
| 当 期 末 残 高                 | 2,347,163 | 3,035,196 | 8,962,864  | △4,000,849 | 10,344,375  |

|                           | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額   |               |                           | 非 支 配 株 主 分<br>持 | 純 資 産 合 計  |
|---------------------------|-------------------------|---------------|---------------------------|------------------|------------|
|                           | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 為 調 替 整 換 算 定 | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計 |                  |            |
| 当 期 首 残 高                 | 438,192                 | 49,008        | 487,200                   | 19,536           | 12,295,646 |
| 連結会計年度中の変動額               |                         |               |                           |                  |            |
| 剩 余 金 の 配 当               |                         |               |                           |                  | △1,388,808 |
| 親会社株主に帰属する当 期 純 利 益       |                         |               |                           |                  | 2,667,494  |
| 自 己 株 式 の 取 得             |                         |               |                           |                  | △3,174,823 |
| 自 己 株 式 の 処 分             |                         |               |                           |                  | 451,605    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額) | △207,264                | △30,261       | △237,525                  | 28               | △237,496   |
| 連結会計年度中の変動額合計             | △207,264                | △30,261       | △237,525                  | 28               | △1,682,029 |
| 当 期 末 残 高                 | 230,928                 | 18,746        | 249,675                   | 19,565           | 10,613,616 |

## 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

### (1) 連結の範囲に関する事項

#### ① 連結子会社の状況

|             |                                                                                                          |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ア. 連結子会社の数  | 5社                                                                                                       |
| イ. 連結子会社の名称 | (株)アルプスビジネスサービス<br>(株)パナR&D<br>(株)アグリ&ケア<br>ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.<br>ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA) |
|             | (注) 当連結会計年度より、(株)アグリ&ケアを新たに設立したため、連結の範囲に含めております。                                                         |

#### ② 非連結子会社の状況

非連結子会社はありません。

### (2) 持分法の適用に関する事項

#### ① 持分法を適用した非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用した非連結子会社又は関連会社はありません。

#### ② 持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社の状況

持分法を適用していない非連結子会社又は関連会社はありません。

### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日はすべて連結決算日と一致しております。

### (4) 会計方針に関する事項

#### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ア. 有価証券の評価基準及び評価方法

###### ・その他有価証券

・時価のあるもの 当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

・時価のないもの 移動平均法による原価法

##### イ. たな卸資産の評価基準及び評価方法

###### ・原材料

移動平均法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

###### ・仕掛品

個別法による原価法 (貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)

###### ・貯蔵品

最終仕入原価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

ア. 有形固定資産(リース資産を除く)

・当社

建物及び構築物

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………10～50年

上記以外

定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

機械装置及び運搬具……………2～6年

その他（工具、器具及び備品）…5～15年

・在外連結子会社ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.、ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA)

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

・上記以外の連結子会社

定率法

ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法

イ. 無形固定資産(のれん及びリース資産を除く)

・当社

定額法

なお、主な耐用年数又は償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア……………5年

・在外連結子会社ALPSGIKEN TAIWAN CO.,LTD.、ALTECH SHANGHAI CO.,LTD.(CHINA)

所在地国の会計基準の規定に基づく定額法

・上記以外の連結子会社

定額法

ウ. 投資その他の資産

・当社

賃貸固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物……………9～20年

③ 重要な引当金の計上基準

ア. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を見積計上しております。

イ. 賞与引当金

#### ウ. 役員賞与引当金

##### 当社

取締役に対して支給する業績運動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。  
連結子会社(株)アルプスビジネスサービス、(株)パナR&D  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち、当連結会計年度の費用とすべき額を計上しております。

#### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

##### 当社

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、引き続き「退職給付に係る負債」として計上しております。

連結子会社(株)アルプスビジネスサービス、(株)パナR&D

(株)アルプスビジネスサービスは、確定拠出年金制度を採用しております。

(株)パナR&Dは、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

#### (5) 重要な外貨建資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社の資産及び負債並びに収益及び費用は、在外子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

#### (6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、のれんの発生原因に基づき、その効果の及ぶ期間（8年）にわたり均等償却しております。

#### (7) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

### 2. 連結貸借対照表に関する注記

#### 減価償却累計額

|        |             |
|--------|-------------|
| 有形固定資産 | 1,527,568千円 |
| 賃貸固定資産 | 173,710千円   |

### 3. 連結損益計算書に関する注記

#### 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所     | 用途   | 種類      |
|--------|------|---------|
| 長野県茅野市 | 共用資産 | 土地及び建物等 |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については全国の事業部及び工場を基本単位とし、その他賃貸資産については原則として各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及びアルプス技研第1ビル等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社の長野県茅野市にある社宅については、売却予定資産としたことに伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物5,654千円、土地8,787千円であります。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

#### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

|       | 当連結会計年度期首<br>の株式数(株) | 当連結会計年度<br>増加株式数(株) | 当連結会計年度<br>減少株式数(株) | 当連結会計年度末<br>の株式数(株) |
|-------|----------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 発行済株式 |                      |                     |                     |                     |
| 普通株式  | 11,248,489           | 11,248,489          | －                   | 22,496,978          |
| 自己株式  |                      |                     |                     |                     |
| 普通株式  | 1,029,150            | 2,632,873           | 178,500             | 3,483,523           |

- (注) 1. 普通株式の数の増加11,248,489株は、平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行ったことによるものであります。
2. 普通株式の自己株式数の増加2,632,873株は、株式の分割、公開買付取引、単元未満株式の買取、譲渡制限付株式の無償取得事由発生による取得によるものであります。
3. 普通株式の自己株式数の減少178,500株は、譲渡制限付株式報酬としての株式の処分によるものであります。

(2) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たりの配当額<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|------------------|-------------|------------|
| 平成30年3月28日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 654,037        | 64               | 平成29年12月31日 | 平成30年3月29日 |

(注) 当社は平成30年1月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。なお、1株当たり配当額は当該株式分割前の株式数を基準としております。

| 決議                | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たりの配当額<br>(円) | 基準日        | 効力発生日      |
|-------------------|-------|----------------|------------------|------------|------------|
| 平成30年8月8日<br>取締役会 | 普通株式  | 734,770        | 39               | 平成30年6月30日 | 平成30年9月21日 |

(注) 1株当たり配当額の内訳は、普通配当29円00銭、創業50周年記念配当10円00銭であります。

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

| 決議                   | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 配当金の原資 | 1株当たりの配当額<br>(円) | 基準日         | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|--------|------------------|-------------|------------|
| 平成31年3月27日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 779,551        | 利益剰余金  | 41               | 平成30年12月31日 | 平成31年3月28日 |

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定して運用し、資金調達については銀行借入による方針であります。

#### ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

短期借入金は、運転資金として調達したものであり、その殆どは固定金利であるため、金利の変動リスクは僅少であります。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の価格変動リスクに晒されております。

#### ③ 金融商品に係るリスクの管理体制

##### ア. 信用リスク（取引先の契約不履行にかかるリスク）の管理

当社は、営業債権については、販売管理規程に従い、新規取引先の財務状況を確認し、取引先ごとに四半期での期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。連結子会社においても、当社の販売管理規程に準じた同様の管理を行っております。

##### イ. 市場リスク（金利や価格変動等の変動リスク）の管理

当社は、短期借入金の殆どが固定金利であるため、支払金利の変動リスクは僅少であります。

また有価証券及び投資有価証券については、市場価格の価格変動リスクを抑制するため、四半期ごとに時価の把握を行っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成30年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                | 連結貸借対照表計上額 | 時<br>価     | 差<br>額 |
|----------------|------------|------------|--------|
| ① 現金及び預金       | 5,902,923  | 5,902,923  | —      |
| ② 受取手形及び売掛金    | 4,628,550  | 4,628,550  | —      |
| ③ 有価証券及び投資有価証券 | 886,167    | 886,167    | —      |
| 資産計            | 11,417,641 | 11,417,641 | —      |
| ① 未払金          | 1,576,361  | 1,576,361  | —      |
| 負債計            | 1,576,361  | 1,576,361  | —      |

(※) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

① 現金及び預金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

② 受取手形及び売掛金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③ 有価証券及び投資有価証券

上場株式の時価については、取引所の価格によっております。公社債投資信託は短期的に決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負債

① 未払金

短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

| 区分    | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 101,588    |
| 合計    | 101,588    |

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、

「③ 有価証券及び投資有価証券」に含めておりません。

## 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 557円19銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 136円48銭 |

## 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月14日

株式会社 アルプラス技研  
取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |             |   |
|--------------------|-------------|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 羽鳥 良彰 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 酒井 博康 | 印 |

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社アルプラス技研の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社アルプラス技研及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 連結計算書類に係る監査役会の監査報告

### 連結計算書類に係る監査報告書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結計算書類作成のための基本となる事項及びその他の注記）に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、連結計算書類について取締役及び使用人等から報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われるこことを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方に基づき、当該事業年度に係る連結計算書類について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月21日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役 岡部 博 印

監査役（社外監査役） 賀谷 浩志 印

監査役（社外監査役） 加藤 勝男 印

# 貸借対照表

(平成30年12月31日現在)

(単位:千円)

| 資産の部      |            | 負債の部         |            |
|-----------|------------|--------------|------------|
| 科目        | 金額         | 科目           | 金額         |
| 流動資産      | 8,635,525  | 流動負債         | 5,469,460  |
| 現金及び預金    | 3,817,000  | 買掛金          | 25,391     |
| 受取手形      | 162,245    | 短期借入金        | 700,000    |
| 売掛金       | 3,717,232  | 未払金          | 1,431,832  |
| 仕掛品       | 81,985     | 未払費用         | 474,188    |
| 原材料及び貯蔵品  | 944        | 未払法人税等       | 632,762    |
| 前払費用      | 290,053    | 未払消費税等       | 393,598    |
| 繰延税金資産    | 475,622    | 預り金          | 599,857    |
| その他の      | 92,373     | 賞与引当金        | 1,183,663  |
| 貸倒引当金     | △1,930     | 役員賞与引当金      | 20,700     |
| 固定資産      | 6,799,666  | その他の         | 7,466      |
| 有形固定資産    | 3,283,691  | 固定負債         | 210,491    |
| 建物及び構築物   | 1,740,518  | 退職給付引当金      | 163,185    |
| 機械装置及び運搬具 | 6,907      | その他の         | 47,306     |
| 土地        | 1,457,281  | 負債合計         | 5,679,951  |
| その他の      | 78,983     | 純資産の部        |            |
| 無形固定資産    | 154,980    | 株主資本         | 9,524,311  |
| ソフトウエア    | 146,937    | 資本金          | 2,347,163  |
| その他の      | 8,043      | 資本剰余金        | 3,035,196  |
| 投資その他の資産  | 3,360,994  | 資本準備金        | 2,784,651  |
| 投資有価証券    | 986,453    | その他資本剰余金     | 250,544    |
| 関係会社株式    | 1,566,135  | 利益剰余金        | 8,142,801  |
| 関係会社出資金   | 105,000    | 利益準備金        | 190,000    |
| 長期前払費用    | 380,020    | その他利益剰余金     | 7,952,801  |
| 敷金及び保証金   | 106,280    | 買換資産圧縮積立金    | 5,952      |
| 保険積立金     | 41,591     | 別途積立金        | 1,510,000  |
| 賃貸固定資産    | 102,813    | 繰越利益剰余金      | 6,436,848  |
| 繰延税金資産    | 22,158     | 自己株式         | △4,000,849 |
| その他の      | 50,540     | 評価・換算差額等     | 230,928    |
| 資産合計      | 15,435,192 | その他有価証券評価差額金 | 230,928    |
|           |            | 純資産合計        | 9,755,240  |
|           |            | 負債純資産合計      | 15,435,192 |

# 損益計算書

(平成30年1月1日から)  
(平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科 目      |        |    |           |      |  | 金額         |
|----------|--------|----|-----------|------|--|------------|
| 売上原価     | 高利     | 益  |           |      |  | 27,480,437 |
| 売上費及一業外取 | 理利     | 益  |           |      |  | 20,222,717 |
| 販賣營業受助受取 | 管収     | 利  | 息         | 金入料他 |  | 7,257,719  |
|          | 理利     | 益  |           |      |  | 4,101,053  |
|          | 当収貸    |    |           |      |  | 3,156,665  |
|          |        |    | 131       |      |  |            |
|          |        |    | 172,489   |      |  |            |
|          |        |    | 11,772    |      |  |            |
|          |        |    | 45,441    |      |  |            |
|          |        |    | 67,763    |      |  |            |
|          |        |    |           |      |  | 297,598    |
| 業外費用     | 利      | 息  |           |      |  | 1,798      |
| 支賃支払     | 入      | 価  |           |      |  | 27,528     |
| 支為替      | 手      | 料  |           |      |  | 26,609     |
| 支為そ経     | 差      | 損  |           |      |  | 9,506      |
|          |        | 他益 |           |      |  | 27,040     |
|          |        |    |           |      |  | 92,482     |
|          |        |    |           |      |  | 3,361,781  |
| 別利       | 益      | 却  |           |      |  |            |
| 固定資定付    | 産金     | 売却 | 益         | 入    |  | 81         |
| 特固寄別     | 損産     | 売失 | 損入        |      |  | 300,000    |
| 特固減定定投創  | 資資損    | 除却 | 損損失       |      |  | 27         |
|          | 資產     | 損  | 損失        |      |  | 2,383      |
|          | 有価証券   | 評価 | 損費        |      |  | 14,441     |
| 税引人      | 50周年記念 | 事業 | 益         |      |  | 4,123      |
| 法當人      | 税期     | 純利 | 益         |      |  | 82,643     |
|          |        |    |           |      |  | 103,619    |
|          |        |    |           |      |  | 3,558,243  |
|          |        |    |           |      |  |            |
|          |        |    | 1,078,254 |      |  |            |
|          |        |    | △61,220   |      |  |            |
|          |        |    |           |      |  | 1,017,033  |
|          |        |    |           |      |  | 2,541,209  |

## 株主資本等変動計算書

(平成30年1月1日から)  
(平成30年12月31日まで)

(単位:千円)

| 資本金                     | 株主資本      |                  |              |                       |          |       |           |                                 |            |
|-------------------------|-----------|------------------|--------------|-----------------------|----------|-------|-----------|---------------------------------|------------|
|                         | 資本剰余金     |                  |              | 利益剰余金                 |          |       |           |                                 |            |
|                         | 資本準備金     | その他<br>資本<br>剰余金 | 資本<br>合<br>計 | 利<br>益<br>準<br>備<br>金 | その他利益剰余金 |       |           | 利<br>益<br>剰<br>余<br>金<br>合<br>計 |            |
| 当期首残高                   | 2,347,163 | 2,784,651        | 677          | 2,785,329             | 190,000  | 6,248 | 1,510,000 | 5,284,151                       | 6,990,399  |
| 事業年度中の変動額               |           |                  |              |                       |          |       |           |                                 |            |
| 剰余金の配当                  |           |                  |              |                       |          |       |           | △1,388,808                      | △1,388,808 |
| 買換資産圧縮積立金取崩額            |           |                  |              |                       |          | △295  |           | 295                             | -          |
| 当期純利益                   |           |                  |              |                       |          |       |           | 2,541,209                       | 2,541,209  |
| 自己株式の取得                 |           |                  |              |                       |          |       |           |                                 |            |
| 自己株式の処分                 |           | 249,867          | 249,867      |                       |          |       |           |                                 |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |           |                  |              |                       |          |       |           |                                 |            |
| 事業年度中の変動額合計             | -         | -                | 249,867      | 249,867               | -        | △295  | -         | 1,152,696                       | 1,152,401  |
| 当期末残高                   | 2,347,163 | 2,784,651        | 250,544      | 3,035,196             | 190,000  | 5,952 | 1,510,000 | 6,436,848                       | 8,142,801  |

| 自己株式                    | 株主資本        |            | 評価・換算差額等         |                |  | 純資産合計      |
|-------------------------|-------------|------------|------------------|----------------|--|------------|
|                         | 株<br>合<br>計 | 主資本        | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等合計 |  |            |
| 当期首残高                   | △1,027,763  | 11,095,129 | 438,192          | 438,192        |  | 11,533,321 |
| 事業年度中の変動額               |             |            |                  |                |  |            |
| 剰余金の配当                  |             | △1,388,808 |                  |                |  | △1,388,808 |
| 買換資産圧縮積立金取崩額            |             | -          |                  |                |  | -          |
| 当期純利益                   |             | 2,541,209  |                  |                |  | 2,541,209  |
| 自己株式の取得                 | △3,174,823  | △3,174,823 |                  |                |  | △3,174,823 |
| 自己株式の処分                 | 201,737     | 451,605    |                  |                |  | 451,605    |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |             |            | △207,264         | △207,264       |  | △207,264   |
| 事業年度中の変動額合計             | △2,973,085  | △1,570,817 | △207,264         | △207,264       |  | △1,778,081 |
| 当期末残高                   | △4,000,849  | 9,524,311  | 230,928          | 230,928        |  | 9,755,240  |

## 1. 重要な会計方針

### (1) 資産の評価基準及び評価方法

|                    |                                                                     |
|--------------------|---------------------------------------------------------------------|
| ① 関係会社株式           | 移動平均法による原価法                                                         |
| ② 投資有価証券           |                                                                     |
| その他有価証券            | 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）               |
| ・時価のあるもの           | 移動平均法による原価法                                                         |
| ・時価のないもの           |                                                                     |
| ③ たな卸資産            | 移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                         |
| ア. 原材料             | 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）                           |
| イ. 仕掛品             | 最終仕入原価法                                                             |
| ウ. 貯蔵品             |                                                                     |
| (2) 固定資産の減価償却の方法   |                                                                     |
| ① 有形固定資産(リース資産を除く) | 定額法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物及び構築物……………10～50年                  |
| ア. 建物及び構築物         | 定率法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>機械装置及び運搬具……………2～6年<br>その他……………5～15年 |
| イ. 上記以外            |                                                                     |
| ② 無形固定資産(リース資産を除く) | 定額法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>自社利用のソフトウェア……………5年                  |
| ③ 賃貸固定資産           | 定額法<br>なお、主な耐用年数は次のとおりであります。<br>建物及び構築物……………9～20年                   |

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員の賞与の支給に備えるため、その支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を見積計上しております。

③ 退職給付引当金

確定給付型退職給付制度廃止日における退職金未払額を計上しております。

なお、当該退職金未払額は確定しておりますが、従業員の退職時に支給するため、「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、引き続き「退職給付引当金」として計上しております。

④ 役員賞与引当金

取締役に対して支給する業績連動報酬の支出に充てるため、支給見込額のうち、当事業年度の費用とすべき額を計上しております。

(4) 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) 消費税等の会計処理方法

税抜方式を採用しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額

賃貸固定資産の減価償却累計額

1,470,531千円

(2) 関係会社に対する短期金銭債権

関係会社に対する短期金銭債務

173,710千円

611千円

72,169千円

### 3. 損益計算書に関する注記

#### (1) 関係会社との取引高

|                |           |
|----------------|-----------|
| ① 売上高          | 5,378千円   |
| ② 売上原価         | 325,073千円 |
| ③ 販売費及び一般管理費   | 54,625千円  |
| ④ 出向者給与負担金の受入額 | 53,156千円  |
| ⑤ 営業取引以外の取引高   | 50,876千円  |

#### (2) 減損損失

当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

| 場所     | 用途   | 種類      |
|--------|------|---------|
| 長野県茅野市 | 共用資産 | 土地及び建物等 |

当社はキャッシュ・フローを生み出す最小単位として、事業用資産については全国の事業部及び工場を基本単位とし、その他賃貸資産については原則として各資産をグルーピングの最小単位としております。本社及びアルプス技研第1ビル等については独立したキャッシュ・フローを生み出さないことから共用資産としております。

当社の長野県茅野市にある社宅については、売却予定資産としたことに伴い、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物5,654千円、土地8,787千円であります。

### 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

|      | 当事業年度期首の株式数<br>(株) | 当事業年度増加株式数<br>(株) | 当事業年度減少株式数<br>(株) | 当事業年度末の株式数<br>(株) |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|-------------------|
| 普通株式 | 1,029,150          | 2,632,873         | 178,500           | 3,483,523         |

- (注) 1. 普通株式の自己株式数の増加2,632,873株は、株式の分割、公開買付取引、単元未満株式の買取、譲渡制限付株式の無償取得事由発生による取得によるものであります。  
 2. 普通株式の自己株式数の減少178,500株は、譲渡制限付株式報酬としての株式の処分によるものであります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別内訳

#### 繰延税金資産(流動)

|              |           |
|--------------|-----------|
| 未 払 事 業 税 料  | 36,381千円  |
| 原 材 品 料      | 2,340千円   |
| 仕 掛 品 料      | 1,839千円   |
| 賞 与 引 当 金    | 360,780千円 |
| 未 払 費 用 金    | 55,677千円  |
| 貸 倒 引 当 金    | 588千円     |
| そ の 他        | 18,014千円  |
| 繰延税金資産(流動)純額 | 475,622千円 |

#### 繰延税金資産(固定)

|               |           |
|---------------|-----------|
| 投 資 有 価 証 券   | 168,691千円 |
| 会 員 権         | 1,372千円   |
| 退 職 給 付 引 当 金 | 49,754千円  |
| 減 損 損 失       | 93,172千円  |
| そ の 他         | 44,877千円  |
| 小計            | 357,867千円 |
| 評 価 性 引 当 額   | 253,361千円 |
| 合計            | 104,506千円 |

#### 繰延税金負債(固定)

|                         |          |
|-------------------------|----------|
| 買 換 資 産 圧 縮 積 立 金       | 3,159千円  |
| そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 79,188千円 |
| 合計                      | 82,348千円 |
| 繰延税金資産(固定)純額            | 22,158千円 |

#### 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税率等の負担率との主な差異原因

|                                         |       |
|-----------------------------------------|-------|
| 法 定 実 効 税 率                             | 30.7% |
| (調整)                                    |       |
| 住 民 税 均 等 割 額                           | 1.0%  |
| 寄 付 金 等 の 一 時 差 異 で な い 項 目             | △0.9% |
| 評 価 性 引 当 額 の 当 期 増 減 額                 | 0.1%  |
| 税 率 変 更 に よ る 期 末 繰 延 資 産 税 金 の 減 額 修 正 | 0.0%  |
| 税 額 控 除                                 | △3.1% |
| そ の 他                                   | 0.8%  |
| 税効果会計適用後の法人税率等の負担率                      | 28.6% |

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

| 種類                          | 会社等の名称又は氏名 | 議決権等の所有(被所有)割合(%)   | 関連当事者との関係 | 取引内容       | 取引金額(千円)  | 科目 | 期末残高(千円) |
|-----------------------------|------------|---------------------|-----------|------------|-----------|----|----------|
| 役員                          | 松井 利夫      | (被所有)<br>直接<br>3.47 | 当社取締役     | 寄 収 付 金 入  | 200,000   | —  | —        |
| 役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等 | (有)松井経営研究所 | (被所有)<br>直接<br>0.44 | 役員の兼任     | 寄 収 付 金 入  | 100,000   | —  | —        |
|                             |            |                     |           | 自己株式の取得(注) | 3,168,000 | —  | —        |

(注) 自己株式の取得につきましては、平成30年4月24日開催の取締役会決議に基づき、公開買付の方法により、買付価格を普通株式1株につき1,980円にて行っております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 513円07銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 130円01銭 |

## 8. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成15年1月1日より確定拠出年金制度を採用しております。

退職給付債務に関する事項

退職給付引当金 163,185千円

(確定給付型退職給付制度廃止時における退職未払額)

退職給付費用に関する事項

|               |           |
|---------------|-----------|
| 確定拠出年金への掛金支払額 | 280,188千円 |
| 退職給付費用        | 280,188千円 |

## 9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成31年2月14日

株式会社 アルプラス技研

取締役会 御中

### 有限責任監査法人 トーマツ

|                    |                                                                                                 |
|--------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 羽鳥 良彰  |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 酒井 博康  |

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アルプラス技研の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて

招集に通知

事業報告

連結計算書類

連結監査報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及び計算書類に係る附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成31年2月21日

株式会社アルプス技研 監査役会

常勤監査役 岡部 博 

監査役(社外監査役) 賀谷 浩志 

監査役(社外監査役) 加藤 勝男 

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題の一つとして位置づけております。

剰余金処分につきましては、当連結事業年度の業績と安定的な配当の継続等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金41円 配当総額は779,551,655円

なお、中間配当金として39円をお支払いしておりますので、当期の年間配当金は1株当たり80円となります。

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成31年3月28日

## 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号         | 氏名<br>(生年月日)                | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                    | 所有する当社株式の数 |
|---------------|-----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 1             | 今村篤<br>(昭和44年1月10日生)<br>再任  | 平成2年4月 当社入社<br>平成18年10月 当社技術部長<br>平成21年3月 当社東海事業部長<br>平成24年3月 当社営業推進部長<br>平成25年3月 当社業務執行役員営業推進部長<br>平成26年3月 当社取締役営業推進部長<br>平成27年3月 当社代表取締役社長（現任）      | 96,650株    |
| <取締役候補者とした理由> |                             |                                                                                                                                                       |            |
|               |                             | 今村篤氏は、当社の代表取締役社長を現任し、新入社員として当社に入社以来、技術者や、教育研修部門、営業部門の責任者の経験を有しております。これまで現場で培ってきたノウハウを引き続き取締役会の意思決定及び業務執行に活かせることから、取締役候補者としております。                      |            |
| 2             | 渡邊信之<br>(昭和38年5月17日生)<br>再任 | 平成27年5月 当社入社<br>当社経営企画部副部長<br>平成27年10月 当社北日本事業部副部長<br>平成28年5月 当社西日本事業部副部長<br>平成28年9月 当社業務執行役員経営企画部長<br>平成29年3月 当社取締役経営企画部長<br>平成30年3月 当社常務取締役人事部長（現任） | 35,000株    |
| <取締役候補者とした理由> |                             |                                                                                                                                                       |            |
|               |                             | 渡邊信之氏は、事業部、経営企画部、人事部の業務経験を有し、業務管理・経営執行能力に優れています。また、取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。                |            |

| 候補者番号                                                                                                                                                                    | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                          | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3                                                                                                                                                                        | の<br>野<br>だ<br>田<br>ひろし<br>浩<br>(昭和33年8月16日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>  | 平成16年9月 当社入社<br>平成17年3月 当社業務執行役員<br>総務部長兼人事部長<br>平成18年3月 当社取締役兼業務執行役員<br>総務部長<br>平成19年7月 当社取締役兼業務執行役員<br>経営企画部長<br>平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員<br>業務管理部長<br>平成21年3月 当社取締役総務部長<br>平成24年3月 当社取締役関東事業部長<br>平成26年3月 当社業務執行役員中日本事業部長<br>平成27年1月 当社業務執行役員人事部長<br>平成27年3月 当社取締役人事部長<br>平成30年3月 当社取締役経営企画部長（現任） | 58,700株    |
| <b>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</b><br>野田浩氏は、総務部・経営企画部・人事部の各部の責任者を歴任するとともに、事業部長の経験も有し、当社取締役として取締役会における協議・検討に積極的に貢献しております。これまでの実績を踏まえ、引き続き取締役の責務を適切に果たすことが期待されることから、取締役候補者としております。 |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 4                                                                                                                                                                        | こう<br>の<br>河<br>や<br>あきら<br>晶<br>(昭和44年3月18日生)<br><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">新任</div> | 平成19年10月 当社入社<br>平成21年1月 当社経営企画部経営企画課長<br>平成24年3月 当社経営企画部担当部長<br>平成26年3月 当社経営企画部経営企画室長<br>平成26年7月 当社業務執行役員経営企画部長<br>平成28年9月 当社業務執行役員北関東事業部長（現任）                                                                                                                                                  | 30,500株    |
| <b>&lt;取締役候補者とした理由&gt;</b><br>河野晶氏は、経営企画部長、事業部長の経験を有し、業務管理・経営執行能力に優れています。これまでの実績を踏まえ、取締役の責務を果たすことが期待できることから、新たに取締役候補者いたしました。                                             |                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

| 候補者番号           | 氏名<br>(生年月日)                                                                                                                                                 | 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                               | 所有する当社株式の数 |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 5               | 田辺 恵一郎<br>(昭和32年8月3日生)<br>再任                                                                                                                                 | 平成7年9月 東京鋼鐵工業㈱代表取締役社長<br>(現任)<br>平成16年2月 プラットフォームサービス㈱<br>取締役会長 (現任)<br>平成27年3月 当社取締役 (現任)                                                                                                                                                       | ー株         |
| <社外取締役候補者とした理由> |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
|                 | 野坂 英吾<br>(昭和47年5月6日生)<br>再任                                                                                                                                  | 平成11年12月 株トレジャーファクトリー<br>代表取締役社長 (現任)<br>平成28年3月 当社取締役 (現任)                                                                                                                                                                                      | ー株         |
| <社外取締役候補者とした理由> |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
| 6               | 野坂 英吾<br>(昭和47年5月6日生)<br>再任                                                                                                                                  | 野坂英吾氏は、企業経営者として国内及び海外への事業展開を積極的に図っております。豊かな経験と高い見識を有していることから取締役会の意思決定にあたり、経営陣から独立した視点で妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって3年であります。                                                                |            |
| 7               | 呉 雅俊<br>(昭和34年7月28日生)<br>再任                                                                                                                                  | 平成12年10月 株TSUNAMIネットワークパートナーズ<br>(現 株TNPパートナーズ)<br>代表取締役社長 (現任)<br>平成25年11月 株TNPオンザロード取締役会長<br>(現任)<br>平成28年7月 株TNPスレッズオブライト<br>代表取締役社長 (現任)<br>平成28年11月 スキルアップ・ビデオテクノロジー㈱<br>(現 ㈱リレイド) 監査役(現任)<br>平成29年5月 ㈱エムエム総研監査役 (現任)<br>平成30年3月 当社取締役 (現任) | ー株         |
| <社外取締役候補者とした理由> |                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                  |            |
|                 | 呉雅俊氏は、長年企業経営者としての豊かな経験と高い見識を有しております。取締役会の意思決定にあたり、同氏は経営陣から独立した視点で妥当性・適正性を確保するための適切な助言・提言をいただけるものと判断し、社外取締役候補者としております。なお、当社社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。 |                                                                                                                                                                                                                                                  |            |

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び吳雅俊氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者であり、それぞれ当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び吳雅俊氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立性基準の要件を満たしており、当社は、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
4. 社外取締役候補者の兼職先との取引実績について  
社外取締役候補者の田辺恵一郎氏の兼職先である東京鋼鐵工業㈱と当社は、技術者派遣の取引をしております。平成30年度において同社との取引は、双方から見て連結売上高に占める割合が0.01%未満の取引であり、社外取締役の独立性に影響を及ぼす重要性はありません。
5. 取締役候補者との責任限定契約について  
当社は、田辺恵一郎氏、野坂英吾氏及び吳雅俊氏との間で、定款第31条の規定に基づき、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、各氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続いたします。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

### 第3号議案 監査役3名選任の件

監査役全員（3名）は、本総会の終結時をもって任期満了となります。つきましては、監査役3名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号         | 氏名<br>(生年月日)                 | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                                                     | 所有する当社株式の数                                                                                                                                         |
|---------------|------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1             | 石井 忠雄<br>(昭和33年1月15日生)<br>新任 | 平成17年4月 当社入社<br>平成17年7月 当社北関東事業部長<br>平成20年3月 当社取締役兼業務執行役員人事部長<br>平成20年10月 当社取締役兼業務執行役員経営企画部長<br>平成23年3月 当社常務取締役経営企画部長<br>平成27年7月 (株)アルファビジネスサービス代表取締役社長<br>当社常務取締役<br>平成27年10月 (株)アルファビジネスサービス代表取締役社長<br>当社取締役<br>平成29年3月 (株)アルファビジネスサービス代表取締役社長<br>当社業務執行役員(現任) | 23,200株                                                                                                                                            |
| <監査役候補者とした理由> |                              |                                                                                                                                                                                                                                                                  | 石井忠雄氏は事業部、経営企画部、人事部、経理部の責任者を歴任するとともに当社常務取締役の経験を有し、子会社の代表取締役を現任しております。業務管理・経営執行能力に優れており、様々な経営課題対応に実績があることから、これを当社の監査体制に活かしていただくため、新たに監査役候補者といたしました。 |

| 候補者番号                                                                                                                            | 氏名<br>(生年月日)                    | 略歴及び重要な兼職の状況                                                                                                                                                                                                                    | 所有する当社数<br>株式の数 |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------|
| 2                                                                                                                                | 賀谷浩志<br>(昭和36年2月9日生)<br><br>再任  | 昭和63年12月 日本鋼管(株)退社<br>平成4年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人)入所<br>平成24年5月 同監査法人シニアパートナー<br>平成28年6月 同監査法人退所<br>平成28年7月 大丸鋼機(株)代表取締役(現任)<br>大丸産業(株)代表取締役(現任)<br>平成28年8月 賀谷浩志公認会計士事務所代表<br>(現任)<br>平成29年3月 当社補欠監査役<br>平成30年3月 当社監査役(現任) | 一株              |
| <社外監査役候補者とした理由>                                                                                                                  |                                 |                                                                                                                                                                                                                                 |                 |
| 賀谷浩志氏は、公認会計士として財務・会計に関する専門的な知識を有し、長年の経験と深い見識を、当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。 |                                 |                                                                                                                                                                                                                                 |                 |
| 3                                                                                                                                | 加藤勝男<br>(昭和34年11月4日生)<br><br>再任 | 昭和58年4月 (株)東邦銀行入行<br>平成17年6月 同行日立支店長<br>平成22年6月 同行融資部長<br>平成25年6月 同行取締役東京支店長<br>平成27年6月 同行常務取締役営業本部長<br>平成29年6月 東邦信用保証(株)代表取締役社長<br>(現任)<br>平成30年3月 当社監査役(現任)                                                                   | 一株              |
| <社外監査役候補者とした理由>                                                                                                                  |                                 |                                                                                                                                                                                                                                 |                 |
| 加藤勝男氏は、金融機関等における長年の経験及び見識を有し、監査役として企業経営の健全性を確保するため十分な助言をいただけるものと判断し、社外監査役候補者とするものであります。なお、当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって1年であります。   |                                 |                                                                                                                                                                                                                                 |                 |

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 賀谷浩志氏及び加藤勝男氏は、会社法施行規則第2条第3項第8号に定める社外監査役候補者であります。また、両氏は当社が定める社外役員の独立性基準を満たしております。
3. 賀谷浩志氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立性基準の要件を満たしており、当社は、独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。同氏の再任が承認された場合には、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
4. 監査役候補者の兼職先との取引実績について  
監査役候補者の加藤勝男氏は、当社との取引実績のある(株)東邦銀行出身でありますが、同社からの借入金は総資産の1%未満であり、監査役の独立性に影響を及ぼす重要性はありません。
5. 監査役候補者との責任限定契約について  
当社は、賀谷浩志氏及び加藤勝男氏との間で、定款第42条の規定に基づき、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続します。また、石井忠雄氏が選任された場合には、当該責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償の限度額は、法令が規定する額を限度としております。

(ご参考)

### 社外役員の独立性基準

社外役員の独立性基準は、以下のいずれにも該当しない者とします。

1. 社外役員就任前10年間において、当社及び当子会社の役員・その従業員であった者
2. 当社の主要取引先(注)又はその業務執行者(業務執行取締役、執行役員、部長等の業務を執行する者)  
(注)当社が過去3事業年度のいずれかにおいて、年間売上高の2%以上の支払いを当該取引先から受けた場合、当該取引先を主要取引先とします。
3. 当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
4. 当社が大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)となっている者の業務執行者
5. 当社の会計監査人又はその社員等として、監査業務を担当している者
6. 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて、役員報酬以外に1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている公認会計士、弁護士、コンサルタント等
7. 当社から過去3事業年度のいずれかにおいて、1,000万円以上の寄付を受けている者
8. 当社の主要取引金融機関の業務執行者  
(ただし、取引額が僅少である場合は該当しません)
9. 近親者(配偶者及び二親等以内の親族)が、上記1. から8. までのいずれかに該当する者
10. 前記の定めにかかわらず、当社と利益相反関係が生じうる特段の事由が存在すると認められる者

以上

#### **第4号議案 当社株式の大量取得行為に関する対応策(買収防衛策)の継続の件**

当社は、平成28年3月28日開催の第35回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得て、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社株式の大量取得行為に関する対応策(以下「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランの有効期間は平成31年3月開催予定の第38回定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、買収防衛策を巡る議論等を踏まえ、本プランの是非・その在り方について検討を行ってまいりました。

当社は平成30年7月に創業50周年を迎え、第2創業期がスタートいたしました。国内における人手不足は年々顕著となっており、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するためには、グループの人才ビジネス事業の拡大、新規事業や成長分野への投資促進など様々な施策を推進し、未来思考に立った安定的かつ継続的な発展を遂げる事が重要であると考えます。このため、企業価値を毀損する恐れのある買収を防止すべく、本プランを継続することが当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると結論づけました。

そして今般、当社は、不適切な者により当社の財務及び事業方針の決定が支配されることを防止する取組みとして、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、本プランを継続することとしました。

本プランの継続にあたり、主な改定点は以下のとおりです。

- ①無償割当における新株予約権1個につき交付する株式の数
- ②その他一部語句の修正・整理等形式的な文言の修正

つきましては、本プランの継続について、株主の皆様にご承認をお願いするものであります。

#### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値の源泉を理解し、技術者派遣企業として成長を継続し、企業価値ひいては株主共同の利益を安定的に確保し、向上させていくことが必要であると考えております。当社は、株式の大量買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。

当社の株主の在り方について、当社は、公開会社として株主の皆様が所有する当社株式は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って、会社の支配権の移転を伴う買付提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるものと考えております。

しかし、株式の大量取得行為や買付提案の中には、買付の目的や買付後の経営方針等に鑑み企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、買付に対する代替案を提示するために合理的に必要とする期間を与えることなく行われるもの、当社の持続的な企業価値増大のために必要不可欠な従業員、顧客などの利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらすもの等が想定されます。

このような大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考え、当社は本プランを導入し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するものであります。

## II. 基本方針の実現に資する取組み

### 1. 企業価値向上のための取組み

当社は、昭和43年の創業以来、社会や企業の発展も技術開発も、人と人との心のつながりが基本であるとの意味をこめた「Heart to Heart」の経営理念に基づいて、製品の開発・設計分野において優れた技術力の提供とソリューションの提案によって高い付加価値を生み出し、製造業のイコールパートナーを目指し日本の製造業の発展を支える技術者派遣企業として成長してまいりました。

当社グループは、平成30年7月に新たに5ヵ年計画として「新産業革命時代に向けた経営資源の再投資」をテーマに掲げております。具体的には、アウトソーシング市場における持続可能な競争優位性の創出、投資の拡大による成長の加速と収益基盤の強化、事業環境の変化に対応した人材育成と組織の最適化に資する取組みを、着実に実行してまいります。

#### (1) 新産業革命時代に向けた経営資源の再投資に関する取組み(要旨)

##### ① アутソーシング市場における持続可能な競争優位性の創出

当社グループの持続的発展を目的として、各社の事業ドメインを再構築し、グループのスケールメリットを最大化した高付加価値のアウトソーシングサービスを展開してまいります。強みを発揮できる領域に各社の経営資源を集中させることで、他社との競争優位性を築き、際立った企業ブランドを構築してまいります。また、成長産業へと向かう農業関連分野及び人材不足が顕著となっている介護関連分野に対して、新たなモデルのアウトソーシング市場を創出してまいります。

##### ② 投資の拡大による成長の加速と収益基盤の強化

アライアンス、M&Aによる経営資源の連携・結合により、技術サービス事業、人材サービス事業の領域を国内外において拡大してまいります。さらに、次世代のイノベーションを引き起こす可能性のある中小・ベンチャー企業・大学との連携を推進し、当社グループの事業ポートフォリオ拡大にも挑んでまいります。

##### ③ 事業環境の変化に対応した人材育成と組織の最適化

新たな取組みを効率的かつ迅速に遂行することを目的として、社内組織の最適化を図ってまいります。ITによる高水準の業務効率化にも取組み、知的機動力の高い組織づくりに挑んでまいります。同時に、ミドルの育成と共に多様な人材が活躍するダイバーシティ企業を目指してまいります。また、教育研修事業の拡大・強化を目的として教育研修機能を再編し、これまで培ってきた豊富なノウハウを広く社会に還元し、将来、産業界の発展に寄与する人材の育成に取組んでまいります。

#### (2) コーポレート・ガバナンスの強化による企業価値向上への取組み

当社は、広く社会から期待される企業となるべくコーポレート・ガバナンスの充実を経営の重要課題の一つとして位置づけております。このため、取締役会の運営においては、社外取締役を選任し経営の透明性・公正性及び効率性を確保することに努めております。

当社は監査役会設置会社として、独立性の高い社外監査役を含めた監査役の監査により経営の実効性を高め、取締役会の意思決定の監視・監督機能の強化を図っております。

また、リスク管理や内部統制システムの整備等を通じ内部管理体制の強化に努め、企業倫理憲章及び行動規範大綱に基づいた健全な企業活動を推進し、ガバナンスの充実を図っております。

当社は、企業価値・株主共同の利益の向上を図るための取組みとして、株主の皆様に対する経営陣の責任を明確にするため、取締役の任期を1年としております。

以上のような諸施策を実行し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に努めております。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（当社株式の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策））

#### 1. 本プランの目的

当社株式の大量取得行為に関する対応策（以下「本プラン」といいます。）は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、基本方針に沿ってなされるものです。

当社の発行する株式は、その流動性を増す可能性を否定できないことから、基本方針に照らし不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するため、当社株式等に対する買付者に対し、遵守すべき手続き（以下「大量買付ルール」といいます。）を明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、取締役会ならびに独立委員会による買付者との交渉の機会を確保することを目的としています。

#### 2. 本プランの内容

##### （1） 買付者に遵守を求める手続き（大量買付ルール）

本プランは、当社株式の20%以上の大量買付が行われる場合に、買付者に対し、事前に当該買付に関する情報の提供を求め、当社が当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、株主の皆様に当社取締役会の計画や代替案等を提示したり、買付者との交渉等を行っていくための手続きを定めています。

##### （2） 大量買付ルールを遵守しない場合等の措置

買付者が大量買付ルールに従うことなく買付を行う場合等には、当社は、対抗措置として当該買付者による権利行使が認められない旨、及び当該買付者以外の者から当社株式と引換えに新株予約権を取得することができる旨の条件が付された取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）を、その時点の当社を除く全ての株主の皆様に対して無償にて割当てることができます。本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断は、取締役会が選任した者により構成される独立委員会の判断を経るものとします。本プランに従って本新株予約権の無償割当てがなされ、その行使または当社による取得に伴って買付者以外の

株主の皆様に当社株式の交付がなされた場合には、当該買付者の有する当社株式の議決権割合を最大50%まで希釈化させる可能性があります。

### (3) 独立委員会の設置

当社取締役会は、本プランに定めるルールを適正に運用し、当社取締役会にて恣意的な判断がなされることを防止するための機関として、独立委員会規則(別紙1「独立委員会規則の概要」)に従い、独立委員会を設置します。当社取締役会は、独立委員会の客観性及び合理性を担保するため、当社の業務執行を行う経営陣からの独立性が高い社外監査役及び有識者を独立委員会の委員といたします。

本新株予約権の無償割当ての実施または不実施等の判断は、当社取締役会の恣意的判断を排するため、独立委員会の判断を経るものとします。

独立委員会の委員の数は3名以上とし、任期は選任後3年内に終了する事業年度のうち最終の定時株主総会の終結の時までとします。

本プランの更新時における独立委員会の委員の氏名及び略歴は、別紙2のとおりであります。

### (4) 本プランの手続き

本プランは、以下のいずれかに該当する当社株式に対する買付その他これに類似する行為またはこれらの提案<sup>1</sup>(当社取締役会が本プランを適用しない旨別途決定したものを除くものとし、以下「大量買付行為」といいます。)がなされる場合を適用の対象とします。

大量買付行為を行い、または行おうとする者(以下「買付者」といいます。)は、予め本プランに定める手続きに従わなければならないものとします。

- ① 当社が発行者である株式等<sup>2</sup>について、保有者<sup>3</sup>の株式等の保有割合<sup>4</sup>が20%以上となる買付
- ② 当社が発行者である株式等<sup>5</sup>について、公開買付け<sup>6</sup>に係る株式等の株券等所有者割合<sup>7</sup>及び特別関係者<sup>8</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる公開買付

1 第三者に対して買付を勧誘する行為を含みます。

2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。

3 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

以下同じとします。

- 4 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下②において同じとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第6項に定義される「公開買付け」を意味するものとします。以下同じとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下同じとします。
- 8 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される「特別関係者」をいいます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同じとします。

#### (5) 買付者に対する情報提供の要求

買付者は、買付に先立ち、当社取締役会に対して、買付者の買付内容の検討のために下記に定める情報(以下「必要情報」といいます。)及び買付者が買付に際して、本プランに定める手続きを遵守する旨の誓約文言等を記載した書面(以下「買付説明書」といいます。)を当社の定める様式により日本語で提出していただきます。当社取締役会は、買付説明書を受領した場合速やかに開示し、買付説明書を独立委員会に提供するものとします。当社取締役会または独立委員会が買付説明書の内容について必要情報として不十分であると判断した場合には、買付者に対し、適宜合理的な回答期限を定めた上、直接または間接に必要な情報を追加提出するよう求めることがあります。

なお、当社取締役会は、買付者からの買付の提案がなされた事実とその概要及び必須情報の概要、その他の情報のうち株主の皆様の判断に必要であると認められる情報がある場合には、適切と判断する時点で開示いたします。

- ① 買付者及びそのグループ(共同保有者<sup>9</sup>、特別関係者及び買付者を被支配法人等<sup>10</sup>とする者の特別関係者を含みます。)の詳細(氏名または名称及び住所または所在地、代表者の役職名及び氏名、国内連絡先、事業内容、経歴または沿革、企業統治(ガバナンス)システム、社会的責任(CSR)への取組み状況、資本構成、財務内容、法令遵守状況、当該買付者による買付と同種の過去の取引の詳細等を含みます。)<sup>11</sup>
- ② 買付の目的、方法及び内容(買付の対価の価額・種類、買付の時期、関連する取引の仕組み、買付の方法の適法性、買付の実現可能性等を含みます。)
- ③ 買付の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報ならびに買付に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー効果の内容、金額及びその算定根拠等を含みます。)
- ④ 買付者による当社の株式等の過去の取得に関する情報

- ⑤ 買付の資金の裏付け(買付の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- ⑥ 買付後の当社グループの経営方針(当社に係る利害関係者への対応方針を含みます。)、事業計画、資本政策、配当政策
- ⑦ その他独立委員会が合理的に必要と判断する情報

- 9 金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。
- 10 金融商品取引法施行令第9条第5項に定義されます。
- 11 買付者がファンドの場合は、各組合員その他の構成員について①に準じた情報を含みます。

#### (6) 独立委員会の検討期間等

独立委員会は、買付者から十分な必要情報が記載された買付説明書を受領した後、対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式買付の場合は最大60日間、その他の大量買付行為の場合は最大90日間を独立委員会による評価、検討の期間(以下「独立委員会検討期間」といいます。)として設定し、その旨を速やかに開示します。独立委員会は、独立委員会検討期間において、買付者の買付内容の検討、取締役会が提示する代替案の検討、買付者と取締役会の事業計画等に関する情報収集、比較検討等を行い、当社の企業価値・株主共同の利益を確保するという観点から買付内容を検討します。

なお、独立委員会は、当初の独立委員会検討期間の満了時までに、対抗措置の発動または不発動の勧告を行うに至らない合理的な理由がある場合に限り、独立委員会検討期間を延長することができることとし(延長の期間は最大30日間とします。)、その場合は、独立委員会検討期間を延長するに至った理由等を速やかに開示します。

独立委員会は、買付者から買付説明書が提出された場合及び必要情報が追加提出された場合、取締役会に対しても、独立委員会が定める期間内に買付内容に対する意見及び根拠となる資料、代替案その他独立委員が適宜必要と認める情報、資料等を提出するよう要求します。

また、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上という観点から、独立委員会が、自らまたは取締役会を通じて買付者に対して協議、交渉等を求めた場合には、買付者は速やかにこれに応じなければならないものとします。

独立委員会の判断が企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資するものとなるよう、独立委員会は当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、

弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

独立委員会は、その判断の透明性を高めるため、買付者から提出された買付説明書の概要、買付内容に対する取締役会の意見、取締役会から提示された代替案の概要、検討期間の延長その他独立委員会が適切と判断する事項について、営業秘密等開示に不適切と独立委員会が判断した情報を除き、速やかに情報開示を行います。

#### (7) 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

独立委員会は、買付者が出現した場合において、以下の手続きを行うものとします。なお、独立委員会は、以下のいずれかの手続きに従い行われる勧告の内容その他判断事項について、決定後速やかに開示を行うものとします。

##### ① 独立委員会が対抗措置の発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者が本プランに規定する手続きを遵守しなかった場合、または、買付者による買付が下記の(8)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれかに該当する等、当社の企業価値・株主の共同の利益を著しく損なうものであると認められ、対抗措置を発動することが相当と判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施することを勧告いたします。

ただし、独立委員会は一旦本新株予約権の無償割当ての実施の勧告をした後も、以下のいずれかの事由に該当すると判断した場合には、行使期間開始日の前々営業日までの間、(無償割当ての効力発生時までは)本新株予約権の無償割当ての中止、または(無償割当ての効力発生時の後は)本新株予約権を無償にて取得する旨の新たな勧告を行うことができるものとします。

- 当該勧告後買付者が買付を撤回した場合、その他買付者が存在しなくなった場合
- 当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、買付者による買付が下記(8)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しないか、または該当しても本新株予約権の無償割当てを実施すること、もしくは行使を認めることが相当でない場合

##### ② 独立委員会が対抗措置の不発動を勧告する場合

独立委員会は、買付者の買付内容の検討、買付者との交渉等の結果、買付者による買付が下記(8)「本新株予約権の無償割当ての要件」に定める要件のいずれにも該当しない、もしくは該当しなくなった、または該当しても対抗措置を発動することが相当ではないと

判断した場合には、当社取締役会に対して、本新株予約権の無償割当てを実施しないことを勧告いたします。

#### (8) 本新株予約権の無償割当ての要件

独立委員会は、買付者による買付が以下のいずれかに該当する等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置を発動することが相当と判断した場合は、本新株予約権の無償割当ての実施を取締役会に対し勧告いたします。

なお、当該大量買付行為が当社の企業価値あるいは当社株主の皆様全体の利益を著しく損なう目的であると合理的に判断される場合に発動するものであり、買付者の意図がこれらに形式的に該当することのみをもって対抗措置を発動しないものとします。

- ① 本プランに定める情報提供及び検討期間の確保のための手続きを遵守しない買付である場合
- ② 以下に掲げる行為等、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく侵害する買付である場合
  - a. 当社株式等を買い占め、その株式等につき当社に対して高値で買取りを要求する行為
  - b. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等、当社の犠牲の下に買付者の利益を実現する経営を行うような行為
  - c. 当社の資産を買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為その他これに類似する行為
  - d. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける行為
  - e. 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の買付を行うことをいいます。)等、株主の皆様に株式等の売却を事実上強要するおそれのある買付である場合

なお、独立委員会は、上記②のいずれかに該当すると判断した場合でも、本新株予約権の無償割当てを実施することについて、株主意思を確認することが相当であると判断した場合は、当社取締役会に対して、株主総会を招集し、本新株予約権無償割当ての実施等に関する議案の付議を勧告することができるものとします。

## (9) 取締役会による決議

### ① 取締役会決議

当社取締役会は、上記Ⅲ.2. (7)対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告を最大限尊重して本新株予約権の無償割当ての実施または不実施の決議を行うものとします。

なお、当社取締役会は、独立委員会から本新株予約権の無償割当ての実施の勧告が行われた後であっても、大量買付行為が撤回された場合その他当該勧告の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の無償割当ての中止その他の決定を行うことができるものとします。

### ② 株主意思確認

独立委員会から、株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議する旨の勧告がなされた場合には、当社取締役会は、株主総会の開催が著しく困難な場合を除き、実務上可能な限り最短の期間で速やかに株主総会を招集し、本新株予約権の無償割当ての実施に関する議案を付議し、株主の皆様の意思を確認するものとします。

### ③ 情報の開示

当社取締役会は、当社取締役会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施等に関する決議を行った場合、当社取締役会が上記の株主総会を招集する旨の決議を行った場合、または本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する株主総会の決議が行われた場合には、速やかに、当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、情報開示を行います。

買付者は、当社取締役会または株主総会が本新株予約権の無償割当ての実施もしくは不実施に関する決議を行うまでの間、買付を実行してはならないものとします。

## (10) 本新株予約権の概要

本プランに基づき無償割当てをする新株予約権の概要は次のとおりであります。

対抗措置が発動されることとなった場合、当社は(i)買付者による権利行使は認められないとの行使条件及び(ii)当社が当該買付者以外の者から1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社株式と引き換えに本新株予約権1個を取得する旨の取得条項が付された本新株予約権をその時点の全ての株主の皆様に対して無償割当いたします。

### ① 本新株予約権の数

本新株予約権の無償割当てに関する取締役会または株主総会(以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。)において別途定める一定の日(以下「割当て期日」といいます。)における当社の最終の発行済株式の総数(ただし、同時点において当社の有する当

社株式の数を控除します。)と同数とします。

② 割当て対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された当社以外の株主に対し、その有する当社株式1株につき本新株予約権1個の割合で、本新株予約権を割当てます。

③ 本新株予約権無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日とします。

④ 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である当社株式の種類は普通株式とし、新株予約権の目的である当社株式の数は1株以下で当社取締役会が別途定める数とします。

⑤ 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において別途定める価額とします。

⑥ 本新株予約権の行使期間

本新株予約権無償割当て決議において別途定める日を初日(以下、係る行使期間の初日を「行使期間開始日」といいます。)とし、原則として、1ヶ月間から3ヶ月間までの範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とします。

⑦ 本新株予約権の行使条件

(i)特定大量保有者<sup>12</sup>、(ii)特定大量保有者の共同保有者、(iii)特定大量買付者<sup>13</sup>、(iv)特定大量買付者の特別関係者、(v)上記(i)ないし(iv)に該当する者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲受けもしくは承継した者、または、(vi)上記(i)ないし(v)に該当する者の関連者<sup>14</sup>(以下、(i)ないし(vi)に該当する者を「非適格者」と総称します。)は、本新株予約権行使することができません。

12 当社が発行者である株券等の保有者で、当該株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者（ただし、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除く。）、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量保有者に該当しないものとします。以下同じとします。

- 13 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定される株券等を意味するものとします。以下本脚注において同じとします。）の買付け等（同法第27条の2第1項に定義された買付け等をいいます。以下本脚注において同じとします。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者の所有（これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みます。）に係る株券等の株券等所有割合がその者の特別関係者の株券等所有割合と合計して20%以上となる者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値または株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める所定の者は、特定大量買付者に該当しないものとします。以下同じとします。
- 14 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共同の支配下にある者（当社取締役会がこれに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に定義されます。）をいいます。

また、外国の適用法令上、本新株予約権の行使にあたり所定の手続きが必要とされる非居住者も、原則として本新株予約権を行使することができません（但し、非居住者の保有する本新株予約権も、適用法令に従うことを条件として、当社による当社株式を対価とする取得の対象となります。）。さらに、本新株予約権の行使条件を充足していること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による誓約書を提出しない者も、本新株予約権を行使することができません。

⑧ 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

⑨ 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引換えに本新株予約権1個につき1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社株式を交付することができるものとします。本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

なお、本新株予約権の行使が認められない者が保有する本新株予約権を当社が取得する場合、その対価として金員等の交付は行わないものとします。

⑩ 対抗措置発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、対抗措置の発動を中止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

- ⑪ 合併、吸収分割、新設分割、株式交換及び株式移転の場合の本新株予約権の交付  
本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。
- ⑫ 新株予約権証券の発行  
本新株予約権に係る新株予約権証券は発行しません。
- ⑬ その他  
上記に定めるほか、本新株予約権の内容の詳細は、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

#### (11) 本プランの有効期間、変更及び廃止

本プランは平成31年3月の定時株主総会において、ご承認をいただいて発効するものであります。本プランの有効期間は、平成34年3月開催予定の定時株主総会の終結の時までの3年間といたします。

ただし、本プランの有効期間中であっても当社の株主総会において本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で変更または廃止されるものとします。また、取締役会決議により本プランを廃止することができることとします。

当社は、本プランの廃止または変更が決議された場合、速やかに開示します。

### 3. 法令の改正等による修正

本プランで引用する法令の規定は、平成31年2月7日現在施行されている規定を前提としているものであり、同日以後、法令の新設または改廃により、上記各項に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合、当該新設または改廃の趣旨を考慮の上、上記各項に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読替えることができるものとします。また、法令の改正もしくは東京証券取引所規則変更等による文言の修正といった軽微な変更につきましては、当社取締役会にて本プランを修正することができます。

その場合には、その修正内容を速やかに開示します。

### 4. 株主及び投資家の皆様への影響

#### (1) 本プランの継続時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランは、株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報、また現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を株主の皆様に提供し、さらには、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保証することを目的としています。これにより、株主の皆様は、十分な情報のもとで、大量買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするこ

とが可能となり、そのことが株主の皆様の共同の利益の保護につながるものと考えます。したがいまして、本プランの設定は、当社株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、当社株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、買付者が本プランのルールを遵守するか否かにより大量買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、買付者の動向にご注意ください。(平成30年12月31日現在の当社大株主の状況は別紙3のとおりです。)

本プランの継続時点においては、本新株予約権の発行は行われませんので、株主及び投資家の皆様の権利、利益に直接具体的な影響が生じることはありません。

## (2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

買付者が本プランのルールを遵守しなかった場合、または買付者による買付が当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうものであると認められ、かつ対抗措置を発動することが相当と判断される場合には、当社取締役会は、株主の皆様の共同の利益を守ることを目的に、対抗措置を発動することができます。当該対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合、当該決議において割当期日を定めこれを公告いたします。この場合、割当期日における当社株主名簿に記録された株主の皆様に対して、その保有する当社株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割当てられます。

なお、一旦本新株予約権無償割当て決議がなされた場合であっても、当社は独立委員会の勧告に従い、本新株予約権の無償割当てに係る権利落ち日の前々営業日までにおいては本新株予約権の無償割当てを中止し、または本新株予約権の無償割当ての効力発生日以降行使期間開始日の前日までにおいては、本新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った株主及び投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を受ける可能性があります。

## (3) 対抗措置発動に伴う株主の皆様の手続き

### ① 本新株予約権の行使の手続き

当社は、割当て対象株主の皆様に対し、本新株予約権の行使に際してご提出いただく書類(行使に係る本新株予約権の内容及び数、本新株予約権を行使する日等の必要事項ならびに株主の皆様ご自身が本新株予約権の行使条件を充足すること等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他の

書類を送付いたします。本新株予約権の無償割当て後、株主の皆様においては、本新株予約権の行使期間内に、これらの必要書類を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を下限とし、当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権無償割当て決議において定める行使価額に相当する金銭を所定の方法により払込むことにより、1個の本新株予約権につき1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社株式が交付されることになります。なお、非適格者による本新株予約権の行使に関しては、上記Ⅲ.2.(10)「本新株予約権の概要」の趣旨に従って、別途当社が定めるところに従うものとします。

仮に、株主の皆様が、こうした本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みを行わなければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

ただし、当社は、下記②に記載するところに従って非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、それと引換えに当社株式を交付することができます。当社がかかる取得の手続きを取った場合、非適格者以外の株主の皆様は、本新株予約権の行使及び行使価額相当の金銭の払込みをせずに当社株式を受領することとなり、その保有する当社株式の希釈化は生じません。

## ② 当社による本新株予約権の取得の手続き

当社は、当社取締役会が本新株予約権を取得する旨の決定をした場合、法定の手続きに従い、当社取締役会が定める日が到来することをもって、非適格者以外の株主の皆様から本新株予約権を取得し、これと引換えに当社株式を本新株予約権者に交付することができます。この場合には、取得の対象となる本新株予約権を保有する株主の皆様は、行使価額相当の金銭を払込むことなく、当社による当該本新株予約権の取得の対価として、本新株予約権1個につき1株以下で当社取締役会が別途定める数の当社株式の交付を受けることになります(なお、この場合、かかる株主の皆様には、別途、ご自身が非適格者でないこと等についての表明保証条項、補償条項その他の誓約文言を含む当社所定の書式による書面をご提出いただくことがあります。)。

上記のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による本新株予約権の取得手続き等の詳細につきましては、本新株予約権無償割当て決議が行われた後、株主の皆様に対して公表または通知いたしますので、当該内容をご確認下さい。

#### IV. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、当社株式等の買付者が買付に関する必要かつ十分な情報を株主及び投資家の皆様、当社取締役会、独立委員会に事前に提供すること、これを遵守しない買付者に対して当社独立委員会の勧告に基づき当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記しております。

また、本プランに定める手続きが遵守されている場合であっても、独立委員会が買付者の買付が本プランに定める当社の企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす買付であると判断した場合、かかる買付者に対して当社取締役会は当社の企業価値・株主共同の利益を確保するために本新株予約権無償割当ての対抗措置を講じることがあることを明記しております。

このように本プランは、基本方針の考え方によつて設計されたものであると判断しております。

#### V. 本プランが当社株主の共同の利益を損なうものではないこと

本プランは、以下の理由により、当社株主の共同の利益を損なうものではないと判断しております。

##### (1) 株主共同の利益の確保・向上の目的をもつて導入されていること

本プランは、当社株式に対する買付がなされた際に、当該買付に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が意見を取りまとめ、代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的をもつて導入しているものです。

##### (2) 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社株主総会において承認可決されることにより決定されます。また、上記Ⅲ.2. (11)に記載したとおり本プランは有効期間を3年間とするいわゆるサンセット条項が付されています。また、その有効期間の満了前であっても、当社取締役会または株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランは当該決議に従い変更または廃止されることになります。以上により株主の皆様の意思に基づくものとなっております。

## VI. 本プランが当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、以下の理由により、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

### (1) 独立性の高い社外監査役及び社外有識者の判断の重視と情報開示

当社は、本プランの導入にあたり、本プランに定めるルールを適正に運用し、当社取締役会の恣意的判断を排除するための機関として独立委員会を設置しています。独立委員会は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している、当社の社外監査役及び社外の有識者より構成されます。

また、独立委員会の判断については必要に応じ株主の皆様に情報開示をすることとし、当社の企業価値・株主共同の利益に資する範囲で本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

### (2) 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記Ⅲ.2. (8)本新株予約権の無償割当ての要件、上記Ⅲ.2. (9)取締役会による決議に記載したとおり、予め定められた合理的客観的発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

### (3) 第三者専門家の意見の取得

上記Ⅲ.2. (6)独立委員会の検討期間等に記載したとおり買付者が出現すると、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)の助言を得ることができるものとされており、独立委員会による判断の公正さ・客觀性がより強く担保された仕組みとなっています。

### (4) デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記Ⅲ.2. (11)に記載したとおり、本プランは、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができることから、買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することができます。従って、本プランはデッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお、対抗措置の発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。また、当社取締役の任期は1年であるため、本プランはスローハンド型買収防衛策(取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

以上

## 独立委員会規則の概要

1. 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
2. 独立委員会の委員は3名以上とし当社の設定している独立要件を充足し、当社の業務執行を行う経営陣から独立している当社社外監査役及び有識者を当社取締役会が選任する。  
ここでいう有識者とは、当社と取引のない実績のある経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、大学教授またはこれに準ずる者で、別途当社取締役会が定める善管注意義務条項等を含む契約を当社との間で締結した者とする。
3. 独立委員会委員の任期は、選任後3年内に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結の時までとする。ただし当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りでない。  
また、当社社外監査役であった独立委員会委員が、監査役でなくなった場合には、再任される場合を除き、独立委員会委員としての任期も同時に終了するものとする。
4. 独立委員会は、以下の各号に記載されている事項について決定し、その決定の内容に理由を付して当社取締役会に対して勧告する。当社取締役会は、この独立委員会の勧告を最大限尊重して、本新株予約権無償割当ての実施または不実施等に関する会社法上の機関として決議を行う。なお、独立委員会の各委員及び当社各取締役は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値・株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行ふことを要し、専ら自己または当社の経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
  - (1) 本新株予約権の無償割当ての実施(当社取締役会に対して、株主総会の招集、本新株予約権無償割当ての実施に関する議案の付議を勧告する場合を含む)または不実施
  - (2) 本新株予約権の無償割当ての中止または本新株予約権の無償取得
  - (3) その他当社取締役会が判断すべき事項のうち、当社取締役会が独立委員会に諮問した事項

以上に定めることに加え独立委員会は、以下の各号に記載される事項を行うことができる。

- (1) 本プランの対象となる買付への該当性の判断
- (2) 独立委員会検討期間の延長の決定
- (3) 買付者及び当社取締役会が独立委員会に提供すべき情報及びその回答期限の決定
- (4) 買付者の買付後の経営方針・事業計画等内容の精査・検討
- (5) 当社取締役会に対する代替案の提出の要求・代替案の検討
- (6) その他本プランにおいて独立委員会が行うことができるものと定めた事項
- (7) 当社取締役会が別途独立委員会が行うことができるものと定めた事項

5. 独立委員会は、買付者に対し、買付説明書及び提出された情報が必要情報として不十分であると判断した場合には、自らまたは取締役会を通じて、買付者に対し、追加的に情報を提出するよう求めることができる。また独立委員会は買付者から買付説明書及び本必要情報が提出された場合、当社取締役会に対しても、所定の期間内に、買付者の買付の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案、その他独立委員会が適宜必要と認める情報等を提示するよう要求することができる。
6. 独立委員会は、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上という観点から買付者の買付の内容を改善させるために必要があれば、自らまたは取締役会を通じて買付者と協議・交渉等を行うものとし、また当社取締役会の代替案の株主等に対する提示等を行うものとする。
7. 独立委員会は、必要な情報収集を行うため、当社の取締役、監査役、従業員その他独立委員会が必要と認める者の出席を要求し、独立委員会が求める事項に関する説明を求めることができる。
8. 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者(弁護士、公認会計士、ファイナンシャル・アドバイザー、コンサルタントその他の専門家を含む。)の助言を得ること等ができる。
9. 独立委員会委員は、買付がなされた場合、その他いつでも独立委員会を招集することができる。
10. 独立委員会の決議は、原則として独立委員会の委員全員が出席(テレビ会議または電話会議による出席を含む。以下同じ。)し、その過半数をもってこれを行う。ただし、委員に事故があるときその他やむ得ない事由があるときは、独立委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うことができる。

以上

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏 名 賀谷 浩志 (かや ひろし)

略 歴 平成 4 年10月 太田昭和監査法人(現 EY新日本有限責任監査法人) 入所  
平成24年 5 月 同監査法人シニアパートナー  
平成28年 6 月 同監査法人退所  
平成28年 7 月 大丸鋼機株代表取締役 (現任)  
平成28年 8 月 賀谷浩志公認会計士事務所代表 (現任)  
平成29年 3 月 当社補欠監査役  
平成30年 3 月 当社社外監査役 (現任)

氏 名 宮谷 隆 (みやたに たかし)

略 歴 平成 3 年 4 月 弁護士登録  
森綜合法律事務所(現 森・濱田松本法律事務所)入所 (現職)  
平成10年 1 月 パートナー弁護士 (現職)

氏 名 加藤 勝男 (かとう かつお)

略 歴 昭和58年 4 月 株東邦銀行入行  
平成17年 6 月 同行日立支店長  
平成22年 6 月 同行融資部長  
平成25年 6 月 同行取締役東京支店長  
平成27年 6 月 同行常務取締役営業本部長  
平成29年 6 月 東邦信用保証株代表取締役社長 (現任)  
平成30年 3 月 当社社外監査役 (現任)

(注) 当社と上記3氏との間に特別の利害関係はございません。

当社株式の保有状況の概要  
(大株主の状況)

平成30年12月31日現在の当社の大株主の状況は、以下のとおりであります。

| 順位 | 株主名                        | 当社への出資状況  |       |
|----|----------------------------|-----------|-------|
|    |                            | 持株数       | 議決権比率 |
| 1  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)  | 1,094,300 | 5.76% |
| 2  | アルプラス技研従業員持株会              | 1,024,456 | 5.39% |
| 3  | 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)    | 1,021,200 | 5.37% |
| 4  | 公益財団法人とかち財団                | 680,000   | 3.58% |
| 5  | 株式会社東邦銀行                   | 669,936   | 3.52% |
| 6  | 株式会社横浜銀行                   | 659,916   | 3.47% |
| 7  | 松井 利夫                      | 659,626   | 3.47% |
| 8  | 株式会社八十二銀行                  | 347,646   | 1.83% |
| 9  | 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5) | 328,500   | 1.73% |
| 10 | 田子 悅郎                      | 266,000   | 1.40% |

(注) 1.上記の他、自己株式を3,483,523株所有しております。

2.発行済株式総数は、22,496,978株であります。

3.表示単位未満を切り捨てて表示しております。

以上

メモ

# 株主総会会場ご案内図

会 場 神奈川県相模原市緑区西橋本五丁目4番12号  
アルプス技研第1ビル 会議室  
TEL 042-774-3333 (代表)  
FAX 042-773-2455



## 交通機関

- J.R 横浜線・J.R 相模線・京王相模原線  
橋本駅南口から徒歩約10分(国道16号線は地下道にて横断)
- 橋本駅南口より神奈中バス  
「緑区合同庁舎前」バス停下車徒歩1分  
橋本駅南口バスターミナル  
4番乗場「橋08若葉台住宅行」「橋28若葉台住宅行」  
発車時刻 午前9時20分、午前9時45分  
なお、橋本駅南口からのバスの所要時間は約5分であります。

## 送迎バスのご案内

当日は次の通り送迎バスを運行いたします。

- 乗り場  
橋本駅南口のJ.R線改札口と京王線改札口を結ぶ連絡通路中ほどの南口歩道橋を渡り、左手階段を下りて、相原高校グランドに沿って、横浜方面に約50メートル程度直進して下さい。
- 発車時刻  
午前9時10分、午前9時35分

**UD FONT**

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。